

平成23年1月18日（火曜日）

第1回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成23年第1回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	西村晃一君
総務課長	佐藤幹夫君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者	大友忠君
会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
参事兼総務管理班長	櫻井一夫君
教育長	米川稔君
教育課長	亀井純君

生涯学習班長

阿 部 利 夫 君

選挙管理委員会事務局長

中 村 寛 君

事務局職員出席者

事務局 長 高 平 功 悦

主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 3 年 1 月 1 8 日 (火曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

Ⅱ 第 2 会期の決定

1 月 1 8 日の 1 日間

Ⅱ 第 3 議案第 1 号 指定管理者の指定について

【松島町運動公園（管理事務所、多目的広場、野球場、テニスコート
等施設）】

Ⅱ 第 4 議案第 2 号 指定管理者の指定について

【松島町運動公園（温水プール施設）】

Ⅱ 第 5 議案第 3 号 平成 2 2 年度松島町一般会計補正予算（第 5 号）について

Ⅱ 第 6 議案第 4 号 平成 2 2 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 4 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第1回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。[REDACTED]ほかで
あります。

町長よりあいさつをお願いします。町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第1回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ごあい
さつを申し上げます。

議員の皆様方には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日提案いたします議案でございますが、昨年12月議会定例会において上程いたしました指
定管理者の指定につきまして、指定管理料の算出について精査する必要があると判断し、取り
下げさせていただきました議案について、再度ご提案をさせていただきます。

また、国の緊急総合経済対策として、地域活性化交付金に係る補正予算について提案させて
いただきます。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜われますようよろし
くお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、7番渋谷秀夫議員、8番高橋幸彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

ここで皆様にお諮りをしたいと思います。日程第3、議案第1号指定管理者の指定につい
てと、日程第4、議案第2号指定管理者の指定についてでございますが、内容等で類似すると

ころがございますので、議長としては一括提案とし、一括審議をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

なお、採決については議案ごとということによりよろしくお願い申し上げます。

日程第3 議案第1号 指定管理者の指定について【松島町運動公園（管理事務所、多目的広場、野球場、テニスコート等施設）】

日程第4 議案第2号 指定管理者の指定について【（松島町運動公園（温水プール施設））】

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第1号指定管理者の指定について、日程第4、議案第2号指定管理者の指定についてを一括議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第1号

指定管理者の指定について

松島町運動公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年1月18日提出

松島町長 大橋 健 男

記

- 1 施設 の 名 称 松島町運動公園（管理事務所、多目的広場、野球場、テニスコート等施設）
- 2 指定しようとする団体 松島町手樽字大蓬沢13番地1
特定非営利活動法人 マリソル松島スポーツクラブ
- 3 指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第2号

指定管理者の指定について

松島町運動公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年1月18日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1 施設 の 名 称 松島町運動公園（温水プール施設）

2 指定しようとする団体 仙台市青葉区上杉2丁目3番7号
陽光セントラル共同企業体

3 指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第1号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

12月定例議会に議案第78号で提案いたしました。指定管理料の算出について精査する必要があると判断したことから、議案の撤回をしたこの案件につきまして、再度提案いたしますのでご審議くださるようお願いいたします。

それでは、提案理由を申し上げます。

松島町都市公園条例に基づき、指定管理者を募集したところ、1団体からの申し込みがあり、事業計画書及び関係書類を町の選定委員会が審議した結果、事業計画の内容が基本方針の「松島町スポーツ振興基本計画」に合致し、適切と認められます。また、数多くの自主事業を実施している実績もあり、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能と判断し、特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第2号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町都市公園条例に基づき、指定管理者を募集したところ、5団体からの申し込みがありました。事業計画書及び関係書類を町の選定委員会が審議した結果、陽光セントラル共同企業体からの提案が他団体と比べすぐれており、特に自主事業を遂行するに当たり、自社のマイクロバスを活用し、交通手段の利便性の向上及び利用促進を図るほか、施設設備の維持管理、類似施設の管理実績も高く評価できるものであります。また、指定管理者としての能力を十分有していると認められ、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能と判断し、陽光セントラル共同企業体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） それでは、第1号から追加して説明をさせていただきます。管理棟、多目的広場等についてでございます。

指定管理者の募集につきましてでございます。運動公園の管理棟、多目的広場、野球場、テニスコート等施設の募集につきましては、仕様書及び要項を作成し、募集を行いました。

この施設の指定管理者の応募の条件といたしましては、松島町内に事業所、営業所もしくは事務所を置く、または置こうとする法人、その他の団体であることとし、主に町内の事業所を対象とし募集いたしました。

資料の12ページをごらんください。募集期間及び説明会は記載のとおりでございます。この説明会に出席した団体数は8団体でありました。結果として、応募団体は1団体でございました。

12月定例議会で上程いたしました議案につきまして、指定管理料の算出について精査する必要があると判断し、議案を取り下げたところであります。ご指摘のとおり、歳入の誤りがあり、また歳出にも誤りがあったため、今回指定管理料限度額の減額変更となりました。13ページに記載しているとおり、事務手続をいたしまして、指定管理候補者と協議をさせていただき、候補者から承諾する文書の提出をいただいているところでございます。なお、10ページから11ページに添付している積算資料は、精査した内容を掲載してございます。

続きまして、第2号の温水プールのほうの追加の説明をさせていただきます。

運動公園の温水プールの施設募集につきましては、仕様書及び要項を作成し、募集を行いました。この施設の応募の条件といたしましては、宮城県内に事業所、営業所もしくは事務所を置く、または置こうとする法人、その他の団体であることとし、主に県内を対象とした募集といたしました。

資料の12ページをごらんください。募集期間及び説明会は、記載のとおりでございます。この説明会に出席した団体数は10団体でありました。結果として、応募した団体は5団体でございました。

なお、本日追加の資料を提出させていただきました。若干ではございますが説明をさせていただきます。

議案第1号の10ページにございます多目的グラウンド経費については、決算書の公園管理費、

建設課分から初原街区公園分を差し引いて掲載してございます。ただし、光熱水費は施設ごとに支払ってはいないため、プール供用開始以前の平成15年度から平成18年度の平均データを参考にし、120万円としたところでございます。

公園管理事務所経費は、決算書の公園管理費、教育委員会分のうち公園管理事務所分と温水プールでの経費でございますが、議案第1号につきましては公園管理事務所分を掲載し、議案第2号にはプール分を掲載しております。

運営人件費でございますが、多目的グラウンド等施設と公園管理事務所の管理に要する人件費として半人区従事として1人区の半分を計上しました。これは、保健体育総務費、職員手当から管理職手当を引き、給料計を加えて、平成20年度は4人、平成21年度は5人で割り、さらに半人区として2で除した数字となっております。プールについては、1人区で算出しております。

なお、選定委員会の経過につきましては、総務課長のほうより説明します。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） それでは、私のほうから選定委員会についてご説明申し上げたいと思います。

選定委員会は、松島町公の施設の指定管理の手續等に関する施行規則によるメンバーが委員となり、11月1日に第1回を開催し、応募団体指定管理者の申請書を各委員に配付し、審査方法等の確認をしました。11月2日、指定管理応募団体である特定非営利法人マリソル松島スポーツクラブより応募の説明を受け、その後、各委員からの質問を行いました。審査委員は、審査項目、審査基準に従い採点を行いました。

審査内容につきましては、別紙資料3ページ、4ページの選定結果となりますが、特定非営利法人マリソル松島スポーツクラブにつきましては、審査員の点数が基準点数以上となり、指定管理者の候補者として選定しました。

ただいま教育課長から説明があったとおり、指定管理料限度額の変更に伴う候補者から収支計画書の再提出があり、再度選定委員会を開催し、指定管理者の候補者として問題ないと判断しております。

選定理由といたしましては、事業計画の内容が基本方針である「松島町スポーツ振興計画」に合致し、適切と認められ、また数多くの自主事業を実施している実績もあることなどから、指定管理者としての能力を十分に有していると認められます。

以上のことから、松島町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第4条及び募集要

項第18別表3に規定する選定基準を満たすことから、選定したものでございます。

続きまして、第2号の温水プールの選定委員会についてご説明申し上げます。

選定委員会は、松島町公の施設の指定管理の手續等に関する施行規則によるメンバーが委員となり、11月1日に第1回を開催し、応募団体からの指定管理の申請書を各委員に配付し、審査方法等の確認をしました。11月5日、指定管理応募団体5団体より順次応募説明を受け、その後、各委員から質問を行い、審査項目、審査基準に従い採点を行いました。

プール施設の指定管理者の審査内容につきましては、別紙資料3ページから5ページの選定結果となりますが、応募された5団体すべて基準点数以上でございまして、その中で最高点数を得とくした陽光セントラル共同企業体を指定管理者の候補者として選定しました。

陽光セントラル共同企業体は、審査項目として町民の平等利用が確保できるか、施設の効用を最大限に発揮できるか、施設の安全対策、設備の維持管理、経費の節減、施設の安定的な管理の確保といった5項目がありますが、審査の結果1位が3項目、2位が2項目を占めており、指定管理者としての能力を十分に有していると認められます。特に、自主事業を遂行するに当たり、自社のマイクロバスの活用により交通手段の利便性の向上及び利用促進を図るほか、施設設備の維持管理、類似施設の管理実績等も高く評価できるものであります。以上のことから、松島町公の施設の指定管理者の指定手續に関する条例第4条及び募集要項第18別表3に規定する選定基準を満たすことから、選定したものであります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。ちょっと何点かお聞きをしたいわけではあります、けさ要望をして、いただきました、管理決算額の根拠というの。これ、最初から出していただかないと、何回しても合わないんです。見て、よく選定委員会が選定したものだのと、内容を検討したものだのと、こう思っているわけであります。

この一番最初の第1号であります、ここのところに選定の経過が書かれているわけではあります、1月4日にマリソル松島から提出された収支計画書で根拠問題なしと判断したと、1月7日に指定についての承認をもらったと、このようなことではあります、私らに出てきた資料そのものも、この間持ってきたなと思ったらすぐに訂正です。そして、訂正もかなりの……、6件ですね。消耗品から始まって、燃料費、それから手数料、火災保険料、施設管理費と、こんなに違って、選考委員会は後から出てきたやつで選考したんですか。ここのところに何もないわけではあります、選考委員会にかかったのかどうかです、さらに、最後にね。間違っ

たと、議会に出したのとんでもない数字出したから間違ったと、このようなことで皆さんで反省か何かをなさったんですか。そこを1つ。

それから、温水プールも何も同じなんですありますが、皆さんに条件を出すときに、20年度、21年度はこういうふうに書かれてましたよと、この数字は提示したんですか。20年度と21年度の数字は提示をして、みんなから求めたのかどうかですね。まずそこをお聞きしたいわけです。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 選定委員会につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり1月4日に選定委員会を開催ただけでございます。

選定委員会の主な仕事と申しますか、まず選定するものの内容につきましては、町民の平等な利用が確保できること、または施設の利用を最大限に発揮できることということでございます。ですから、その団体が今言ったような町民の平等利用を本当に確保できるかというような内容等について審査する機関でございますので、私が先ほどご説明申し上げましたけれども、団体からの内容をお聞きしまして、そこで本当にこれからのいろいろな管理運営面での質疑を行いまして、委員で選定したわけでございます。

それから、21年度と22年度の数字、これに関しましては選定委員会には……。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ちょっと私から補足いたします。

要するに、その指定管理料が幾らかどうかというのは、指定管理の選定委員会の所管事項ではないわけです。その金額がいいかどうかというのは、あくまでも教育委員会で判断すると。お出ししているこの決算額の根拠とか、こういったものはあくまでも教育委員会の内部資料、それに基づいて指定管理料が適正かどうかという、その金額をはじくための資料でございます。ですので、選定委員会ではそれらについては全く審議しないと、そういう流れでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 教育委員会はどうなんですか。この数字は、間違っただけでも何でもこっちは知らない、少しぐらい間違っただけでもおらはいいいんだよと、選定委員会はそんなこと関係ないんだよと、適正なものかどうか判断するだけだよと、こういうふうな判断です。教育委員会は、その出したときに間違っただけを出しているわけでありまして、それは全く教育委員会では、おら間違っただけから正しいのを出すんだと、このようなことになったんですか。そのところをちょっとお聞きしたいと。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 教育委員会ですけれども、間違いがあったことで指定管理料としてのぐらいになるんだという根拠を教育委員会議にかけて、承認をもらい、承認をもらった額をもって指定管理候補者と協議をし、新しい収支計画書をいただいたと。その新しい収支計画書で選定委員会にかけたということでございます。

それから、条件を出すときに平成20年、21年の細かい数字を出したかということですが、こちらにつきましてはいわゆる工事発注時の請求書のようなものでございますので、中身については出しておりませんが、1号も2号もですが9ページにございます内訳は出させていただいているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 出さないでね、この指定管理者になろうとしている人が、教育委員会が出した資料とほとんど合ってるんですよ。需用費なら需用費の中に消耗品、燃料費、印刷製本、光熱費、修繕料とあるわけでしょう。これらがほとんど合っているんですよ。資料を出さないで合わせられますか、この人たちが。神わざですよ。そして、私らに新年になってから議案になってきた資料を、間違っていたからといってすぐ取りかえるんですよ。それも、選考委員会は全くわからない、知らないよ。少しぐらい間違っていたからといっておら知らないよと、教育委員会任せだよと、こういうふうなことなんですか、教育長。いいですか。そして、今言ったような需用費なりなんなりが、ほとんど町のやつと合っているわけですよ。内訳まで合っているわけですよ、大体。これ出さないで、ただ来たから、知ってる人だから見せてあげたよと、こういうふうなことなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 中身が完全に合っているということですが、提案書と中身が合っているということではないとは思いますが、私のとり方が悪いのかもしれませんが、10ページの資料を反映させたのが9ページでございまして、これは合っておるわけでございます。これはどちらも私どもでつくりましたものですから、合っているということでございます。詳細な中身につきましてはご説明はしていませんが、9ページの資料を使いまして例えば需用費についてはこれこれこういうわけで150万円ですよとかという話はさせていただいていると。12月に議案第1号のほうで歳入が間違っていましたと、歳出も再度再度チェックをして、差異があったのでこういうふうなことでしたというふうなことでの説明はさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、9ページしか出さないんだとすれば、10ページにこういうふうなことで採用額として出ているわけだけれども、こういうふうなの出てくるわけじゃないでしょう。さらに、採用額は実際にかかったのより高いわけですよ。これも選考委員会では検討しないと、何ぼ高くなってもいいんだと、教育委員会任せだと、こういうふうなことなんですか。この1つの例を一番最初からとっていきますと、需用費の消耗品費は21万8,414円だったよと、それが採用額は23万1,000円ですよと。今までかかったのより高いわけですよ、ほとんどね。そして、これは15年に指定管理者制度が出たときに総務省自治行政局長から来ている文書を見たら、いいですか、経済的にも安くて、そしてノウハウを持っているから余計立派な仕事ができますよと、そういうふうな人たちを選考しなさいよと、このように言ってるわけですよ。そういうふうなことなのに、選考委員会はそんなことも知らない、指定管理者の内容を吟味しないと、こういうようなことであればおかしくないですか。それから、22年の12月28日も来ているわけでしょう、おたくのほうにも。総務省自治行政局長の通達。これを見ても、複数の業者を選考しなさいよというふうなことも言ってるわけですよ。このようなのも選考委員会は全く無関知でやってるわけですか。まず、選考委員会のほうでそれ1つ。

それから、今言ったように……。

○議長（櫻井公一君） それでは、まず一問一答で、選考委員会についての答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほど申し上げましたとおり、選考委員会の所管事項につきましては、その指定管理料の金額の多寡について議論するものではないわけです。それは12ページをごらんいただければわかると思うんですが、既に募集要項の配布をした段階、ここでもう指定管理料は幾らというのを教育委員会内部ではじいて、お示しして公募しているわけです。いろいろな団体が説明会に来ましたけれども、結果的には1団体しか応募されなかったということで、これは全く公平に説明をし、1団体がそれに基づいて応募されたということでございます。ですので、総務省からの通知に基づいたものというふうに考えられるものでございます。その応募書類に基づき、選定委員会はその指定管理者として適正かどうかという判断を行いますので、ですからその指定管理料、教育委員会で示した金額が適切なかどうかというところまでは議論しないということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 採用額と、9ページに書いております積算額のところ、この辺につきましてちょっとお話をしたいと思います。

採用額については、私どもで9ページに反映させるために採用した額ということございま

す。指定管理者がこの金でやっていきますよというふうなことで提案があったお金ではありません。この指定管理料の算出の仕方というのは、工事のように歩掛があるわけではないので、過去のデータ等を参酌して決めていかなければならないということで、第1号につきましては平成20年度と21年度の決算額の平均値を中心にこの採用額というのを決めました。例えば消耗品費、平成20年が24万5,029円、平成21年が21万8,414円、これを平均して千の位で四捨五入をして23万1,000円と。燃料費が同じように6万1,000円、印刷製本費8,000円、光熱水費120万円ということで、これら4つを足しますと150万円になりまして、150万円が9ページの需用費、光熱水費、消耗品費というところに上がっていくというようなことでございます。この9ページの算出根拠が10ページにありますというふうなことでお考えいただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 1,480万円がこの業者さんと契約するわけでしょう。この根拠になったやつそのまま、採用額というので計算されるわけでしょう。私らに出すんだとすれば、その業者さんなりNPOだかマリソル松島から出てきたその資料も出さなければならないのではないですか。このぐらいで出ましたよと。それは何もない。私らはこれだと思っているわけですよ。それが全くそうでないということであれば、何ぼで申し込みがあったのかというようなことを私らはわからないわけでしょう。わからないほうがいいのかもかもしれませんが、そこを1つね、教育課長。

それから、副町長、1社しか出なかったらもう一回再公募するというようなことも考えられるわけですよ。1社しかないから1社しかしないと、複数の業者でするようにしなさいと、こうなっているわけですよ。独占企業になったのではうまくないよと、だから複数でしなさいよと、こういうふうなことになっているわけですし、そういうふうなことは考えられなかったのかですね。私はこのマリソル松島が悪いと言ってるのではないんですよ。うんといいんだいいんだと、今まで町でやってもよかったわけですから、教育委員会の報告書を見るとですね。スポーツも何もどんどんどんどんやってよかったよと、このように言ってるわけですからよかったんでありますが、ここで指定管理者……、指定管理者も条例は「することができる」なんですよ。「しなければならない」んではないんですよ。あの条例の中身を見たらね。することができるというのは、してもしなくてもいいということですよ。町の何でやれるなら、一番そんなにいいことないわけです。ところが、町の人には能力もない、経済的にも高い、職員を使えば高くなる、だから安いところにさせて、もっとどんどんどんその能力を發揮してもら

と、このようなことでしょうか。それなのに、逆に収入金額もそれに見合ったやつでやってるわけでしょうか。その有能な人たちがやればもっと発展をする、発展すれば収入も上がるんですよ。上がるのを上がらないようにして計算してるわけでしょうか。これもおかしくないですか。役場だからその人たちにもうけさせてうんと何してもらっていいと、こういうふうな考えなのかどうかですね。

○議長（櫻井公一君） それでは、答弁を求めます。まず最初に、相手方の金額等々についての答弁を受けます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 金額の内訳についてはお出しすることができますので、お時間をいただければコピーをして出させていただきます。

今回、金額の内訳はもちろん出ておりませんが、5年間の提案価格、それから団体の概要調書、それから採点一覧表等で、確かな団体であるということをごらんいただきたいということを出させていただいていたというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 尾口議員のお話でございますが、ちょっと私もよく理解しかねた部分もあるんですけども、本町において広く公募を、1カ月間にわたって募集をしたわけですね。結果的に、説明会には8団体来ましたがそれでも応募されたのが1団体という、広い公募をして1団体になったわけですから、何ら問題はないのではないかと。最初からマリソルさんのほうに随意契約しますということでご依頼したわけではございませんので、これは広く公募した結果1団体になったということで問題はないものというふうに思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 1月4日にマリソル松島から何して、12月に出したんだけど間違っていた、間違っていたからマリソルともう一回話し合いをした、そして承諾してもらったと、このようなことでしょうか。いいですか。マリソルが間違っていたのではないんですよ。マリソルのは、町から出たやつで算定したのではないわけでしょうか。だから、マリソル松島は独自で計算して出してよこしたわけです。私のほうは、町のほうが計算したわけでしょうか、教育委員会が。それが間違っているても何も関係ないんじゃないですか。そのマリソルから出たのと。なぜ協議をして承諾をもらわなければならないんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 限度額の話でございまして、最初10月に公募したときは1,490万円

ということで出ささせていただき、1,490万円見合いの収支計画書で出ていたと。それで、10万円の差異があって協議をし、1,480万円でこんな内容で私どもは考えましたということで協議をし、1,480万円見合いの収支計画書を出していただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、おらほうの間違っていたのがこの間の12月に発見されなければ、それでやったわけでしょう。そんなでたらめな何、ありますか。おかしいと思いませんか。指定管理者の指定について確認すると教育委員会でしたわけですが、こっちは全く金額については関係ないというふうなことです。行政側が、町長が予算の執行者なんです。教育委員会に委任をしているんだろうけれども。そこが、全然金額も何も関知しないと、このようなことはおかしくないでしょうか。教育委員会任せだからおら知らないんだと。町長は松島町の総括責任者ですよ。会社なら社長ですよ。社長が知らない、専務だか何だかがやったんだから知らない、何ぼでもいいんだよと、こういうふうなことになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、町長部局のほうにご質問というふうなお話でございますので、私のほうからその辺の考え方についてご説明したいと思います。

指定管理料、こちらで公募したときに示した金額、それが減額になったということでございます。誤りがあったということでございまして、そうであれば再公募という方法は必要ではなかったのかどうかという検討はいたしました。ただ、指定管理料の指定に関する事務が継続中ということと、それから精査後の指定管理料が結局その金額が下がったということでございます。上がれば、我々の金額、計算が当初見込んだのよりも誤っていて高くなったということであれば、その金額ならうちもやりたいよという団体があったかもしれません。そうだとすれば再公募ということが必要だったかと思えますけれども、今回は誤りがありましたが金額が下がったということでございますので、それから今回本件に関する応募者については1団体だけだったということでございますので、指定管理候補者であるマリソルさんとそこを協議して進めたということでございます。したがって、その選定委員会を1月4日に再度開いて、それで適正かどうかという判断をしたということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、同じことばかり言っても仕方ないので、光熱水費ですね、15年から18年までのデータをもって120万円と想定したと、このようなことでありますが、水道料金は下がってるわけでしょう。

それから、9ページに水道料金出てますか、120万円。これも、この9ページしか出さないんだとすれば、120万円というのはどこで相手方がわかってしているのかどうか。それ1つ。

それから人件費、4人と5人で割ったと、公園管理事務所は0.5人だと、このように見ているわけですが、なぜあそこにいた人たちではなく、総額で課長だの何だの高い人たちのやつも皆何して、4と5で割らなければならないんですか。実際に働いている人でこういうふうな対応をしたんではないんですか。ここのところもお聞きをしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 水道料金の下がる見込みについて120万円がいいのかという話でございまして、平成15年度から18年度の水道料金の平均でございまして105万円でございます。ただし、平成18年が土木工事をやっております非常に利用者が少なかった年でございまして、平成15年から17年の平均でいくと116万2,000円、これを四捨五入して120万円というように算出したわけでございますが、御存じのように水道料金が値下げになる、3.45%下がるということで、120万円に3.45%を引き算して出しますと115万8,000円になります。

さてこの115万8,000円を入れることが正解かどうかということでございまして、本来ならばそれも必要だったのかもしれませんが、昨年の夏を経験しまして、多分に水まきというのはこれからもっともつとふえていく可能性はあるということで、120万円は必要であろうというようなことで、この120万円というお金を入れさせていただきました。それで、応募者のほうに話をしたかということですが、先ほどの光熱水費の中に除草剤、芝刈り等の燃料、水道料ということで120万円を入れてますよというふうな話はしています

それから、人件費ということですが、保健体育総務費で見ている職員の人件費をもって平成20年度は5で割り、平成21年度は4で割ったということで、教育委員会事務局にいます私どものような者の数字で割ってはいないということでございます。

さらに、運営人件費でございまして、ここに273万7,000円、1号のほうの10ページですと平成20年決算で273万7,073円とか、21年決算では275万1,944円というふうにあります。241万5,000円、採用額、これは何を根拠にしたかということ、町内でスポーツ振興の仕事をやっておられる方がどのぐらいのサラリーかということをお聞きして、それをもとに算出した結果であります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 根拠になるのは、実際に稼いでいる人ね、そこにいる人、その人で間に合ってたわけでしょう。そうすると、その人の額を入れなければならないのではないかと。

それから、これと関連があるので何するんですが、指定管理者に指定してしまって、そうすると人が余ってくるわけでしょう。この対応は考えて指定管理をしたんですか。どちらが答えを出すのかわかりませんが、人が余ってくるわけでしょう。余計な仕事はないんだから、今。役場にですよ。そんなに人を2人も3人も入れなければならないような仕事はないわけですから。そうしたときに、そういうふうなものまで考えているのかどうか。指定管理をしなければならなかった理由に1つ入ってくるんだと思うんですよ。だから指定管理にするんだよと、安く上がるからするんだよ、そしていい仕事してもらうんだよと、ノウハウがあるから、このようなことなんでしょう。それが、歳入も同じような、多くを見込まないと。歳出もそんなに減らさないと、こんなことであれば指定管理すること自体がおかしかったのではないかという気がするわけでありますが、どうなんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 人が余ったらどうするかということでございますが、私どもとしては非常に難しい質問ではございますが、今現在で3人おりまして、指定管理者が導入されれば、このスポーツ振興策ということは今後もやっていくということであれば、ゼロにはできないわけございまして、減らされてもその中でやっていくしかないというふうに考えています。

それから、歳入を多く見込まなかった、それから歳出については現実に近いところで算出したということで、指定管理者制度を導入しなくてもよかったのではないかというようなご趣旨のご質問だったかと思えますけれども、我々も今まで数々事業をやってきました。さらにまた、ある場面ではいろいろな団体の方にご協力いただいてやってきましたが、より一層利用者の満足度を上げたりとか、より多くの利用者に利用してもらおうということを考えたときに、この指定管理者制度の導入というようなものが必要になってきたというふうなことでございます。また、私どもの町では中央公民館の脇に中央グラウンドがあり、それから松島フットボールセンターがあり、今回の多目的広場はサッカー場でもありますので、その辺を一義的に管理ということもしていけるのではないかというようなこともございまして、この指定管理者制度を導入させていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） この料金は現行で抑えたという、このところに一番最初に基本となる運営指針、自主的な事業をどんどんしてもらおうと、それから省エネに心がけると、こういうふうに言ってるんですよ。それなのに、自主的な事業をする分の収入を見ない、そして省エネは逆に見ないで、去年ひどかったから水道料を逆に上げますよと。これでは、何ぼ行政に金があ

ってもどうにもならないのではないですか。それと同じように、職員、このところでゼロにはできないと、このようなことであれば、今までかかっていたのにもっと職員の費用、この指定管理者を指定したほかに行政の賃金が、人件費がかかるということでしょう。そうすると、指定管理者制度しても高上がりになりませんか。

○議長（櫻井公一君） 総体的な考えで、答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 指定管理者制度につきましては、私が町長になって以来そろそろ4年になりますけれども、そういう中でも何度かお話をさせていただいて、また尾口議員からの質問に対するお答えもさせていただいているわけです。大きな流れとして、指定管理というふうな制度を取り入れていくということは、議会の皆様もご理解いただいていると思うんですけれども、その際、前に尾口議員にお話ししたときに、今おっしゃっているのとは全く逆の立場からのお話をいただいて、私がお答えしたときに今尾口議員がおっしゃったようなお話をしたことがあります。

指定管理が、財政上万能の策というわけではないというふうに私は思っているわけです。尾口議員も、理屈の上ではいろいろな立場があるということを御存じでお話しされているんでしょうけれども、指定管理を外部に出しますと、当然その分の人員が余ってくる、余剰というところちょっとおかしいですけれども、余ってくるわけですね。その分を役場本体なり行政本体で活用するということになりますので、指定管理料をどのぐらい設定するかということもありますけれども、単純に見ればその分の人件費分については多く出すような話にも局部的にはなるわけですね、瞬間風速的には。それであっても、その人員を本体の行政のほうで活用して、新たな採用を差し控えるというようなことをすることで、トータルでもって、ある程度の期間でもって財政改革をするというようなことになるわけでございます。

また、先ほど教育課長のほうからもお話しさせていただきましたけれども、指定管理にすることでその業務の中身といいますか、サービスの中身が向上するということがあるわけでございますので、直接的、第一義的にはサービスの中身の向上というところに目を置いていただいたほうが、理解としてはより適切なのかなというふうに思っているわけですね。そういう中で、今度はある一定の期間を見たときに指定管理を出すことで人員の削減になっていくわけですから、そういう点で財政的な改革にはなるというふうな解釈をするのが適切なのかなというふうに思っております。以上が指定管理に対する今の私の考えでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 平成15年7月17日に自治行政局長から出たのは、このようなことが書い

てあるんですよ。公の施設の管理に関する事項と。「今般の改正は、多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とするものだ」と、このように言っているわけですよ。「下記の点に留意して公の施設の適正な管理に努められたい」と。役場の人は給料が高くて、仕事のそういうふうな能力はないよと、まず。全部がないというのではなくてね。だから、その能力のある人を使って、安上がりの行政をしていきなさいよと、このようなのが指定管理の目標なんですよ。そして、今言ったように、役場に、教育委員会の中に高い給料の人たちがいっぱいいるわけでしょう。あっちにいる人は安い給料の人たちなんですよ、どちらかという。それが全部で割って、管理職手当だけ除いて割ってすると、このようなことになれば、人件費は逆に高く計算されているのではないかと。根拠ね。さらに、その3人いるやつも全部なくせないと、稼がせるよと、こうなれば、指定管理者に使われるようになるんですよ、実際は。私のほうで計画するんだと言っても、あっちはあっちに任せてしまうわけですから。そうしたときに、そういう問題が起きてくるのではないかと。あっちの職員みたいになってしまうんですよ、半分は。そういうふうになりやしないかと思って、私は心配をするわけです。だから、指定管理してしまったら完全に任せてしまうと、内容的にはね。あとはこういうふうな項目にあるような、こういうふうなものをしなさいと、したいのであれば報告しなさいと、このようなことで足りるのではないかと私は思っているわけですよ。そこは教育委員会だと思うので、ご回答いただきたい。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 先ほどの人件費のところの算出で申し上げたかと思ったんですが、まず1点は教育委員会事務局にいる、今尾口議員が言われた比較的高いであろう職員の給料を入れて算出したかというところではありませんで、保健体育総務費、スポーツ振興センターに勤務している職員の給料で算出したということでございます。あちらに所長もおりましたので、管理職手当があったのでその分は差し引きましたというふうなことでございます。

それから、職員がずっとあそこに張りつくかということですが、私どもでもそれはずっとというのは全然考えておりませんで、長くても2年だとか、そういうふうな感じで考えております。なぜかと言いますと、スポーツ振興策というのはこれからもやっていかなければならない、この間スポーツ振興計画をつくったときに、松島町の子供たちの体力が非常に落ちている、一方で脂肪分だけが多いと、この辺のことを学校とタイアップしてやっていかなければならないという宿題がございましたので、その辺につきましては今後もやっていかなければ

ならない、その拠点として当面スポーツ振興センターなりプールなりの事務室でやる、将来的には別の場所でやらざるを得ないというふうになってこようかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私だけしていても何なので、間もなくやめますが、1つ、人件費は、この条例をつくったときにも、平成19年6月に条例改正してるんですよ。都市公園条例のね。そのときも話をして、質問をしてるわけでありましたが、一生懸命やる、絡めて質問しているので、プールになるものですから、一番最初につくったときは福祉にも重点を置くと、このように言っているわけですよ。ところが福祉はもう、プールを委託してしまえば福祉なんかやられないわけですよ。よたよたと私らみたいなのが行ってプールに入りたいと言っても、こんなことまでできないわけですよ。採算性を考えなければならない方ですから。そういうふうなことになってきますと、プールやなんかについては採算のとれるやつを一生懸命すると、このようなことになってしまうのではないかと。福祉に重点を置く、町長は福祉も一生懸命やるよと言っているんだけど、口だけになってしまうのではないかと。

それから、ここの何であるんですが、自動車持ってくると。自分の自動車を持ってきてどんどんどんどんお客さんをとらなければ採算とれなくなるわけですから、こんなこと当たり前なんです。カルチャーセンターと同じですから、委託してしまえば。ただ料金が町の定めた料金に限定されるということだけで。だから、こんなものは1つ採用の理由になるのかなという気がするわけでありましたが、それはそれでいいです。

そういうふうなことで、水道料金も高く見積もって、去年のことがあったから仕方ないと。100年のスパンで災害なんかは見てるわけですよ。それ何年前にあったからこれもしなければならぬという、そんなスパンで物事を考えるのではないと思うんですよ。ここは二、三年で修繕されるなら修繕のときにのかれるわけですから。だから、そういうふうなものを踏まえてしなければならぬのではないかと。その辺は町長と協議はないんですか、教育委員会は。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、福祉関係ということでございますので、こちら側からご回答を申し上げますけれども、今回指定管理者の提案をしていただいた事業者の中では、自主事業の中に高齢者に関しての介護予防という項目がございます。専門のトレーナーがトレーニング法をアドバイスするというようなことで、転倒予防であるとか低栄養改善とか、そういった講話をするという計画になっております。それらを我々も考えあわせた上で、この団体が適正であるというふうと考えております。審査項目の中でも、町民の公平、平等な

利用が確保されているのかどうかというようなところも観点としてありましたので、それらも福祉関係も含めて我々としてはこの事業者が適正であるという判断をしたものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 関連答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 教育委員会のほうからも一言申し上げます。

19年6月に都市公園条例に温水プールの料金等を入れたときに、尾口議員から言われたことに「多くの方が利用できる施設に下さいよ」というふうなご注文をいただいております、私どもとしてはまず各種イベントを打ち、それから各種教室もほかの自治体ではないようなものもやってきまして、この3年間で22年度が一番利用者がふえてきたというようなところがありますが、まだまだふえ切っていないのは事実でございます。

そんな中で、今回の募集要項の中に「シルバートレーニングルームを最大限利用した介護予防に重点を置いたサービスの提供をしてください」というようなことを入れておまして、全く福祉のことを考えていないわけではないと。もちろんこちらについては福祉当局と協議の上、募集要項に入れさせていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 業者に福祉もやれよと言っても、福祉の何に、資料を町で提供しなければ出てこないわけでしょう。町で福祉の関係に一生懸命アタックして、老人の方々、そういうふうな人にアタックをするのは行政側でしょう。あっちでするんですか。ゆうゆうのところは共同企業体がやるんですか。私ここのところで、平成19年6月6日の条例改正のときも質問してるんですよ。福祉というけれども、福祉にうんとかかわりなさいよと。ところが、福祉はそんなに積極的に町でしていないわけでしょう、今。それをここのところに来るような内容で福祉をさせると、このようなことで本当に考えるんですか、福祉は。今福祉だって、老人の人たちだって水泳パンツ買わなければならないとかということになると、一般の人はもうできないですね。だから、それをさせていくというふうなことになるれば、本気になってさせていかなければできないわけですよ。だから、そういうふうなことまでここのところであたっているからするんだよと、このようなことなんですか。町が積極的にそういうふうなことにアタックをさせるようにするのかですね。言ってたんだからするかもしれないと、それでしなければ知らないんだよというふうなことなのかですね。そこらを含めてお聞きをしたいわけでありませう。

○議長（櫻井公一君） 再質問ですので、きちっと答弁。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 福祉の分につきましては、J V単体では難しい部分が多々あるかと

思いますので、町当局、特に福祉当局とタイアップをして進めていかなければならない。ただし、指定管理者制度の特徴である民間企業の自由裁量というんですか、この辺は十分考慮して進めていかなければならないと思っています。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございますか。

それでは、今野議員の質疑に関しましては一たん休憩を挟んでやりたいと思います。

ここで休憩をとりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 再開を11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野です。

指定管理の件ということで、前回取り下げということになってしまいました。今回は余り中身の具体的な数字のほうには入ろうとは思ってないんですが、1つは指定管理者にする理由を含めて、運動公園と温水プールというふうに2つに分けて指定管理をするということにした理由ですね、それは何なのかということと、町内にはほかにも体育施設があるわけですね。例えばB&Gとかですね。こういった体育施設もあるわけでありましたが、こういうものも全体含めて考える必要性が、やるとすればあったのではないかというような気もするわけですが、その辺について同時にしなかった理由は何なのかという点をまず1点目としてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 分けた理由ということでございますが、9月の議会でも都市公園条例の改正時にもお話があったように記憶しているんですが、町内では一本化すれば希望しても入れないという自治体が多いのではないかということで、分割すれば町内の方も十分入れると、余地があるだろうというようなことで分けさせていただいたということです。

それから、ほかの体育施設、全体を考えるべきでなかったかということでございまして、第一町体は23年度中にはなくなる見込みにありますし、第2町体だけが残ると。それから、B&

Gの体育館があるわけですが、どちらも今収入という意味では非常に少なくなってきておりますし、直接職員が入り込んで管理をやっていませんので、非正規雇用の方がやっていたり、あと無人でやっていたりということもあって、指定管理者制度の導入の1つのメリットである経済的な理由というのがちょっと成立しないということもあって、今回見送らせていただいたと。

それから、海洋センターの体育館につきましてはもう1つ大きな理由があって、全国的には海洋センターの体育館が指定管理者制度を導入したというのは数少のうございまして、非常に特異な例として出ているということで、どんな例ですかとB G財団のほうにお尋ねしてもなかなか明確な回答が来ないというくらい稀有でございまして、今こちらについては私どもとしては検討中というようなところでございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） なかなか町内で具体的に管理をできる能力を、大きくやれば持った団体がないと、それが大きい1つの理由だということになるかと思えます。それから、B & G等については経済的メリットがないと、こういうことになるわけではありますが、果たしてそれでは経済的なメリットがないところに指定管理をしていないのかということになると、本町は必ずしもそうではないですよ。例えば、地区や町の集会所等々は、これも経済的なメリットなんてほとんど見込めないけれども、無理やりというわけではないですけれども指定管理者に区を指定して管理をさせるというような、こんなこともやってるわけですね。ですから、そういう意味で考えると、経済的メリットがあるとかないとかだけではなくて、皆さんがおっしゃられるように実際に民間の活力を利用してその施設を最大限活用できるようにしていくということで考えれば、この経済的メリットだけではないということも逆に言えるかなと、こんなふうに私は思うんですね。そういう観点から言えば、どうせ指定管理制度を導入するということであればこの辺も含めて全体をこの時点で考えていく必要性があったのではないかなというような気もするわけでありまして。B & Gのほうになぜ問い合わせをするのか、補助金等いただいて建てたということもあるからとは思いますが、実際的にはこれは町の施設としてあるわけですので、町がどういう管理をするかということだと思いますので、わざわざ向こうにお伺いをしなくてできるものだと思いますし、もっともっとその辺全体を見きわめた考え方を、そういう意味では持ってよかったのではないかなというような気がいたしますが、その辺についても一度ご回答があればいただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 先ほど経済的メリットを前面に出してしまったわけですが、けれども、経済的メリットのほかに、私どもの町の体育館というのは非常に稼働率が高いんですね。稼働率が高いところで収入が余らない。これは町民の方がお安く利用できる状況が非常に高いということがありますので、その経済的メリットだけではないんですが、今もちゃんと利用度が上がっているということで、民間活力を導入してさらに利用度を上げるというのはちょっと難しいのではないかなというふうなことでは考えてはおります。

それから、BG財団とは、あの施設をつくっていただいたときに、施設の変更については協議をしましょうか、しなさいとかというのが一文あったかと思ひまして、それで協議はさせていただいたというふうなことでございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 要は、指定管理者を民間に委託するとなれば当然もうかる施設でなければ指定管理には出せないよと、そういうことだろうと、今の回答を聞いて思いました。全くそのとおりだと思っております。ですから私もこの間は、指定管理者制度そのものの導入の際には「これは余りやるべき制度ではないのではないか」と。結局民間のもうけを保障していく、そういう制度であると。一方で、働く人たちが非正規などの低賃金で働かされると。役場の職員の皆さんも能力は高いんですけども、それ以上の能力を持ってさまざまな事業をするにもかわらず、非常にいただく給料等は低いという、そういう状態になっている、そういう問題もあるかというふうに思っております。そこで、この問題に関連して今お話ししたような状況で、結局指定管理者にすることによって、行政みずからがやはり官製ワーキングプアですか、こういうものをつくり出していくという結果につながっているのではないかと、こういうふうにするんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 今野議員のご質問でございますけれども、正規雇用者が少なくなって非正規労働者が増加していくのではないかと、ワーキングプアの問題のご指摘かと思ひます。指定管理者制度につきまして、日本全体のことを申し上げれば、従来地方自治体であるとか、あるいは第三セクター、これらが独占的に所管していた事務、事業について広く民間にも開放したということでございます。したがって、むしろ市場が拡大され、新たな雇用の拡大につながったのではないかと、このように考えております。今回、プールなどへの指定管理者制の導入、何よりも町民サービスの向上につながるというところに着目していただきたいというふうに思っております。職員では対応できないような専門職員が配置にな

って、民間のノウハウによってさまざまなサービスが提供できるということでございます。今回のプールあるいはグラウンドにしても、我々職員では対応できないような新たな自主事業ということが考えられておりますので、そこに期待していただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） このいただいた資料を見ましても、例えば温水プールのほうの陽光セン
トラル共同企業体の人的な中身、従業員数がここに書いてありますね、1,067人。役員8名、
常勤職352名、非常勤707名ということで、1,067人のうち7割近い人たちが非常勤なんですよ
ね。こういう使い方をされていくんですよ。正規で働くということがなかなか難しい状況に追
い込まれていくという実態が、私は既にここにあらわれていると思うんです。それで、お伺い
しますけれども、本町で2つの施設の管理委託をするわけですが、ここに対する人的な配置あ
るいはこの施設の事業計画ですね、もう少し具体的にお話しをいただきたいというふうに思
います。

○議長（櫻井公一君） それでは今野 章議員、ここで暫時休憩いたしまして、先ほど資料の
提出を求めておられましたので、資料を配付しますのでよろしいでしょうか。（「はい」の
声あり）

それでは、暫時休憩いたしますのでお待ちください。資料を配付してください。

休 憩

再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

今、休憩時に応募者側からの収支計算書、1号、2号に関する資料を配りましたので、ご
参考に願います。

それでは、先ほどの今野 章議員の質疑に対する答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 提案されました配置人員について申し上げますと、第1号のマリソ
ル松島スポーツクラブですが、主任、アシスタント、業務員ということで、主任は正規雇用か
と思いますが、アシスタント、業務員につきましては非正規になろうかなというふうに思
います。

それからプールのほうでございますが、責任者という施設長さんですかね、1人、それから
受付1人、それから事務をする人が1人、それから各施設の監視が2人、それからスポーツジ

ムとして1人というようなことでございます。非正規雇用5人を考えているようでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 人的配置はいいんですが、あと具体的な事業計画があれば、その中身を。

○議長（櫻井公一君） それでは亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 事業計画でございますが、たくさんあるんですけども、指定管理候補者から上がってきました特色ある自主事業というのをちょっとお話しをさせていただきたいと思います。第1号のマリソル松島スポーツクラブでございますが、提案された事業を申し上げます。キッズサッカースクール、キッズテニススクール、未就学児スポーツ体験事業、レッツスポーツといましてスポーツ体験事業ですね、それから高齢者スポーツ研修会、それから中学生のサッカー大会、小学生のサッカー大会、シニアのサッカー大会というようなことでございます。

それから、プールのほうです。陽光セントラル共同企業体でございます。児童スイミングスクールを週1回、それから児童スイミングスクールのややレベルの高いというか、ある程度泳げるようになった子供たちのスクールが週2回、それからデイトム会員、ナイトタイム会員ということで昼間だけの会員、夜だけの会員、そういった会員相手の事業をやると。それから、介護予防会員、児童短期水泳教室、これは非常に興味を持っているところですが、短期間のうちに水泳を上達させるという教室だそうです。それから、このほかシルバー割引料金制度の設定、それから地域スポーツクラブとの協調指導者講習会、それから松島町の施設を利用したキッズキャンプもやってみたいというようなことで、主な提案がありました。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今お聞きをしましたように、人員のほうですね、やっぱりそれぞれ正規職員が1人と、その他については1号議案のマリソルさんのほうは結局非正規が2人ということ、それから陽光さんのほうは非正規が5人と、こういう体制で進めていくということになるんだなと思います。こうやって、やはりなかなか正規で働けないという状況をみずからつくり出しているのではないのかなと。今までも確かにプール等については2,000万円余りのお金をかけて管理運営等の委託はしているわけでありましてけれども、そういう社会のあり方自体を見直していく、それはやっぱり行政が先行してやらないと直っていかないのではないかとというふうに私は思います。そういう点では、指定管理者にすることによって行政が先行するのではなくて、そういう非正規労働を推奨していく、そういう形になってしまっているのではないかと、こういうふうに思うわけでありまして。これは質問になりませんでしたけれども、そういうふう

に思っております。

それで、もう1つお金の面で、例えば陽光さんのほうのやつなんですけど、見ていて温水プールの利用度は非常に高まるようになってきているようなんですが、需用費の関係は本当にわずかな金額で抑えられるというふうになっているんですね。結局、施設を利用するわけですから、利用が1.5倍、2倍見込めばその分需用費等も高まっていくということは当然ではないかと私思うんですが、その見込み方が、水道料金も町の21年度の決算ですと2,388万4,000円ほどになっているんですが、この額にも達しないんですね。そうしますと、本当にこれで安全安心のスポーツ事業がやれるんだろうかと、プールの水を本当にきれいに浄化して保っていけるんだろうとか、そういう心配もするわけです。利用が高まるのに一方で需用費をこんなに抑えてしまっているのかと、こんなふうに思うんですが、その辺についてお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 2,250万円の電気水道料金ということですが、水道料金につきましては一度入れてしまうとうちのプールは循環式でございまして、ほぼ毎日使う、その辺に水をまくぐらいしか使っていかななくなるということですが、年に1回ほどプールの水をすべてドライにして、新しいものに入れかえるということをやるとはございましてけれども、それも暖かいときにやればかなりカロリーとしては少ない、必要熱源としては少ないというふうなことです。

それから、陽光セントラルさんはうちと同じようにオール電化の施設を数多くやっておられまして、最近灯油、重油を使わないでオール電化でやっている施設が出てきているわけですが、そちらでも慣れているということで、この2,250万円ですか、こちらの金でやっていただけるものだろうというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） システムの性能がいいということもあるんでしょうけれども、例えば長松園におふろがありますよね。あのおふろと比べるわけにはいかないんでしょうけれども、あのおふろもたしか当初計画より入浴者が非常に多くなって、やはりそういう浄化の回数ですか、水の入れかえとか、こういうものをふやしたという経緯なんかもたしかあったというふうに私思うんですね。ですから、利用度が高まって余り金額が変わらないというのは、私はどうしても疑問を持たざるを得ない。本当に年1回で水交換が済むのかどうか、年2回にならないのか、あるいは薬剤とかそういうものに費用がかかっていかないのか、この辺非常に疑問なんですけど、

もう一回詳しくその辺を教えてください。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） プールの水ですが、浄化するシステムを通して、戻してまた使うと。プールの水というのは上からオーバーフローするわけですので、その水をきれいにして使う、さらには場合によってはトイレの水としてそれを使うということで、中水道の役目も果たさせていただいているということです。さらにまた、うちのプールには水中清掃ロボットというのがありまして、プールの床面を清掃する機械もあります。これを定期的に使うことで、いわゆるノロだとか、その辺の目に見えるごみは十分取れているということで、これをさらに充実させてやってもらえば、きれいなプールのままで使っていけるのではないかというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） そういうことはわかるんです。ただ、使う人の絶対数がふえるわけでしょう。回数も含めてね。そうすると、見えるごみやなんかはそうやって取れるんでしょうけれども、水そのものの汚れというのはまた違うものになると私は思うんですよ。ですから、そのところを心配してるんです。それでいて、少なくとも皆さん20年、21年と努力されて、節約に節約を重ねてきてこの金額に抑えてきたわけでしょう、需用費もね。だけど、今度は利用者がふえる計画なんですよ。その中で、この金額をいかに、さらに抑えていくか、これは本当に可能なんだろうか、そういう疑問はいっぱいあるんですよ。まあいいです、そういう答えで。では、そうやって節約もした、指定管理をすると、そのことによってどれぐらい財政的な効果が年間でそれぞれ出てくるのか。運動公園と温水プールで。その差額について、どれぐらいあるのか教えてください。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 議案第1号のほうの多目的グラウンド等と管理事務所ですが、差額としては14万5,000円、こちらは20年、21年の歳出決算と歳入決算の差額の平均値ということで、11ページに掲載させていただいております。

それから、議案第2号のプールのほうでございます。こちらは、21年度の歳出決算額と歳入決算額の差額ということでございまして、1,245万2,000円ということで算出しております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、特に運動公園の施設のほうについては14万5,000円ということで、ほとんど効果はないと言ったらうそになるのかもしれないですけども、大きい効

果というふうにはならないのかなという思いがございませう。

それから、温水プールのほうも1,245万円ぐらいですか、こういうことではありますが、例えば21年度ですと業務委託ということでプールの運営管理で2,034万9,000円を計上しているわけですよ。こういうものについてはこの中にそっくり入って見ておられますから、これをかなり圧縮しているわけですね。教育委員会としてはもう、これ全体で1,500万円ぐらいまで圧縮しましたね。そういうふうになりますと、これもかなり圧縮をされて、指定管理をする意味というものがかなり希薄になってくるのではないかというような気もするんですが、この辺については将来的にもう少し財政的効果が生じるという見通しなのかですね。5年契約なんですけど、5年以降もっともっと節約効果が出るのか、それともこれじゃあとてもやれないということになるのかですね。その辺どういうふうに見ておられますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） まず、2号のほうのプール経費の中のプール施設運営経費でございますが、1,512万円という採用額ということで書いてございます。平成22年度分の運営管理について発注した実績をもとに計上させていただいていると。21年、20年までの数字より1人減らすこと、さらには2階のトレーニングジムがあるわけですが、今まではトレーニングジムに最初に行ったときにはエントリー講習会というのが必要になってきたわけですし、そのインストラクターを別に積算していたわけでございますが、その当日にいるインストラクターで十分対応できるということで、その辺を差っ引きまして1,512万円というふうなことで今回発注し、契約をしているということでございます。

将来的に金額がふえるかどうかということでございますが、非常に難しいご質問ではありますけど、5年間はこの3,740万円という指定管理料で頑張ってください、そういったことで提案もいただいておりますので、5年間この額というふうなことは変わらないというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 平成22年度の予算書はちょっと幾らだったか見なかったのですが、今1,500万円ぐらいだと。そうすると、変わらないということじゃないですか。逆に言えばですよ。だから、効果として結局余りないということでしょう。どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 10ページをごらんいただきましたんですが、21年度の決算額、プール施設運営管理経費2,126万円、採用額としては1,512万円ということで書いてございまして、

1,512万円というのが22年発注実績による数字というようなことでございまして、この差額分が生じた経済的経費というふうなことでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） それは人を削減したからそうなったんでしょう。事業をまとめたんでしょう、結局。そうやって人を減らしたからこの金額が減ったというだけでね。だから、効果は同じでしょう、そういう意味で見たら。と、私は思うんですよ。だから、お話を聞けば聞くほど、町長が最初に言ったように総体で見れば職員3人分がどこか全体として回っていくから、その分で効果は出るよと、結論的に言えばそういうことになるのかもしれないけれども、指定管理にするかしないかということでの論点で見れば、余り効果のない中身なのではないかなという気がするのね。業者さんにかえて迷惑かけてしまうのではないかなというふうな思いがしますよ。松島の区長会の、区会の皆さんも言ってますけれども、指定管理者で集会所を受け取って大変なんだと、こういうことが返ってきますよ、私ら議会報告会に行っても。もう少し何とかならないのかと。実際決算書を出していただいてもそうですよね。前に集会所の決算書を見たときも、町の集会所全体で200万円ぐらいの赤字になるわけでしょう、維持管理でね。そういうものを結局区会は負わされて、そして言ってみれば区費の中から補てんするような形になっているんでしょうね。業者さんはそんなへまなことはしないとは思いますが、下手するとそういうことにつながっていく可能性もある内容ではないかというふうに私は思います。矢本町でも何度も指定管理者が変更になったという経緯などもございますので、その辺については非常に懸念もするところでございますけれども、本当にこの金額でやれるのかどうかと、非常に疑問な点でありますので、もう一度大丈夫だという答えをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） それでは、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 金額的には十分やっていただける数字だと思っておりますし、私どもで9ページの資料を相手方に提示はさせていただいておりますので、これをもとに提案をいただいておりますので、やっていっていただけるものというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 関連答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今野議員とこのお話をするのも、これもまた長々とやっているわけですが、指定管理については決して一通りで物事全部同じものだよという話にはならないと。例えば今2件出ているわけですが、その中の1件はある程度営業的なところでの事業採算が合いそうなもの、もう1つについてはそういうものではないものと。そのほかに、区

の集会施設についてはまた別な考え方がといますか、事実、現実があるわけですね。あのときも何度かお話しさせていただいたわけですが、あれは行政側としては心ならずもという面がございまして、あれは法制度の変更がありましたので、それにするとどうしても指定管理というふうなやり方にせざるを得ないということでああいうふうになっていると。いろいろなケースがあるわけがございまして、それはそれなりに、そのケースはそのケースに合わせてできるだけ適切になるような形で行政として取り組まさせていただいているということでございます。

もう1つ、根っこのほうに臨時職員という問題があるわけですね。非正規の労働者をふやすことが悪いというふうに議員はおっしゃっている、そのとおりかというふうに私も思っておりますが、これも何度かお話ししているわけですが、決していい形ではないけれども、現在の経済、社会状況がそういう中で、松島町だけが即やったとして一体どうなるのかということがあるわけですね。ちょっと例え話をさせていただければ、交通信号がありまして、青であると。青であるからこれは渡れるのではないかと。ところが、その交通信号のある場所では車の運転者のマナーが大変悪くて、赤信号でもどんどんどん渡ってしまうような状況があると。そうした場合に、それでは青が正しいから青は行けと言われて行けますか。私は行けないと思うんですよ。やっぱりある程度の状態を、きっちり赤であればとまるような状況を生じさせておいて、そしてこれが正しいんだよというふうなことで渡るといふことになると思うんですよ。同じような話かと私は思うわけですよ。ですから、そういう考え方、ちょっと違うというふうな話もありますが、同じではないですよ、もちろん。同じではないですけども、そういうのに似た話なわけです。ですから、私としては非正規雇用をふやしていくことについては余りよくないと、望ましいものではないというふうに理解しつつも、また一方では松島町の財政なり、それから非正規雇用でもゼロよりはいいというふうな話もあるわけですので、そういった全体のことを勘案しながら、周りの状況にできるだけ的確に、適切に対応していくというふうに考えて、こういうことをやらせていただいておりますので、この辺は理解していただきたいというふうに思う次第でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 町長に答弁していただいたので、あとはしませんけれども、信号機を渡るのとこの指定管理者の問題というのは私も違うとは思いますが、具体的には。私も非正規がまるっきりない社会にしろとは言っていないです。当然非正規を望む方もおられます。そのほうが私の働き方としていいんだという方もいらっしゃるんです。ですから、非正規をまるっき

り否定しているわけではなくて、やっぱり行政が率先してそれをやってしまうと世の中もそれに追隨していくという形にならざるを得ないと。やっぱりそこで頑張れるのは行政だから頑張れるんだという立場をきちんと押さえる必要があるのではないかと私は思っていると、こういうことなんですね。だから、何が何でもというわけではありませんけれども、例えばですよ、だったら委託しないで非正規で雇ったらいじゃないですか。確かに温水プールのようにインストラクターとか専門の知識を持っている人が必要だといった場合に、そういう人を確保するのは難しい面もあるかもしれない。けれども、直接お雇いになったほうが、雇われた皆さんの社会保障も含めてきちんとしたものになるのではないかというふうに一方では思います。ですから、このことは例えば水道の二子屋の委託の問題やなんかも、全く水道のことを知らないような人たちに任せるのではなくて、町の水道事業にかかわってきた人たちを退職後に臨時で雇ってもそれまでだと思うんですよ、私は。そういう意味で言えばですよ。そのほうが、はるかに町の水道事業形態がわかっているし、にもかかわらずみんな委託をしてやるわけですよ。そうすると、やっぱり企業ですからこれほどここで利益を上げなくてはいけないと。そうすると働いている人の分け前は少し減りますよと、こういう形になるわけでしょう。そういうふうにするのであれば、直接雇ったほうがいいでしょうと、こういうふうに思ったりもするわけです。そういう話をここでこれ以上してもしょうがないんでありますが、やはり少しでも働く皆さん方の利益につながる方策を、本当に行政としては考えていただきたいというふうに思っているということだけは申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁はよろしいですね。（「はい、いいです」の声あり）

他に質疑ございますか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） まず、今回のこの管理者制度に移行するに当たって、まず選定委員の方にちょっとお聞きしたいんですが、この選定委員の方たちがこの企業2社に選定を絞った、運動公園の場合は1社でプールに関しては5社というふうになっているわけですが、この選定の結果180点以上でもう全部満点だということで微妙だったところだったというふうに受けたわけですが、この中で選定委員の方としてこの業者に対して「町の選定で決定されることによって企業のメリットは何があるのですか」というふうな質問はされたのでしょうか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 企業のメリットというよりも、まず先ほど副町長が私の後に答弁しましたけれども、あくまでもこの指定管理、それに関しましては施設の管理に最も適当と認め

る団体、それを本当に選定する委員会でございます。ですから、町の今からの体育施設、これに関しましてやっぱり適切に運営できるかというような面を説明してもらって、あとこちらからいろいろな面で質問して、その中で採点して決定したわけでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、例えばプールを受注された陽光セントラル共同企業体ですか、この方に決めたとした段階で、面接をしたときの内容として実際にこの企業に「松島町のこれをするによって企業にどんなメリットがあるのですか」ということは聞かなかったんですか。もし今ちょっと私の質問がわからなければ別として、例えば今資料を見させていただきましたけれども、5年間の中で人件費等も一切金額が変わってないんですね、積算根拠が。事業者としたら、何がメリットあるんでしょうか。ここによって、利益の追求とか人件費等に際しては一切変わらないのではないですか、5年間。そのときに、どこで利益を出すんですか。全部収支はゼロですよ、ここで。私が受けるとすれば、これによって5年後には幾ら利益があって会社として人件費をこれだけ払って、メリットは企業としてありますよと、そういう企業のあり方等について、選定委員会としてはメリットがあるのかないのかというのを聞くのが当然じゃないんですか。聞かないのはどうしてなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 選定委員会としては、その事業者が適切に運営できるかどうかという観点でそれぞれの項目に従って点数づけをしたわけでございます。したがって、事業者がどのようなメリットがあって応募されたのかという、そういうことについてまで我々は追及したわけではありません。それぞれがそれぞれの立場でメリットがあると考えられて応募されたんだと思います。それに従って、我々は一定の基準に基づいて審査をしたということでございます。委員11名、それぞれ人数が若干違っているかと思いますが、それらのトータルの点数でもって陽光セントラルさんが1番だったということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） この収支の中で、最終的にゼロというのを見たときにどう判断されたのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 委員それぞれがそれぞれの資料でもって判断したかと思いますが、その点についてどういう判断がこの委員がしたのかということについては承知して

おりません。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） だとすれば、この収支の中で収支がゼロですよ、5年間。先ほども今野議員さんが言われましたけれども、途中でこの状態では、ゼロではとても維持できないと。変更して、もうやめたいと言ったときの契約事項はどういうふうになっているんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 収支ゼロについての考え方でございますけれども、それぞれその委託料、初年度から若干委託料が下がってきて、それで陽光セントラルはできるということで、この事業、松島町運動公園管理運営に関する収支についてはこれでとんとんだということで、セントラルは判断しているということだと思います。したがって、ほかのほうでもうけがあったり、あるいはその事業体全体でもって収支は考えるべきものではないかというふうに考えております。我々はその事業者の中身の経営のそこまで今回判断しているわけではないということでございます。契約解除ということの手続については、教育課長のほうから答弁いたします。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 応募要項というのがございまして、その中に途中契約解除について載っているわけですが、事業の継続が困難となった場合の措置ということで、「指定管理者の責めに帰すべき事由による場合」というのが書いてございます。「この場合、業務の継続が困難になった場合は町は指定の取り消しをすることができる」と。「その場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします」と。また、「次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるよう引き継ぎを行うものとします」というふうなことをうたっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員、質疑を受けます。

○14番（片山正弘君） まず選定委員の方、町のこの収支ゼロというのに随分問題があると私思うんですね。それで、利用料金はずっと同じなんですよ、収入が。5年間の利用料金が。だけど、初年度だけですよ、マイナスになっているのは。2年間ですよ。それ以降に対してはずっと出ているわけでありまして、これで収支がゼロというのはいかがなものなんでしょうかね。私、最終的に5年後あたりには幾らか計上できる、人件費等がアップされてそれに充当できるという方向になるのが普通の取り扱いではないのかと私は思うんですが、この件について全く選定委員の方は問題はなかったのかということを再度お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 例えば23年度については収支マイナス分はその企業体が負担するというので、年度ごとに収入を上げていって、そういう経営努力をしながら最終的には収支ゼロという、その年度年度で収支ゼロにはなっているわけですがけれども、企業体としての負担がなくなっていくということで、5年でこの事業の成果があらわれるということで、この事業者は出されたものでございますので、我々としてはその企業体の全体の財務状況も見て判断いたしましたので、この辺については特段問題ないということで考えております。

○議長（櫻井公一君） それではここで、審議はまだまだ継続するものということでありまして。それから、1号議案、2号議案の討論、採決がこの後ありますが、これも昼食休憩を挟み、進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、ここで昼食休憩といたします。

再開は13時といたします。

午後0時01分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは質疑を受けます前に、11番赤間 洵議員、体調が思わしくないということでございますので、早退しております。ご報告申し上げます。

それでは、質疑を受けます。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） まず、この収支報告等の中での収支がゼロということであったわけですが、この内容では選定委員の方はそれには余り……、これがいいものとして受け取ったので、そこまで聞かなかったということではありますが、私が企業者とするものであるならば、この辺はいかがなものかというふうに考えるのが当然ではないのかなと私は思っているわけがあります。しかしながら、各種事業等のスクールなんかで見ますと、自主事業が幾らかずつ伸びてはきて、利用金の収入を得ているわけではありますが、その中でも特に人件費等については5年間同じだというふうになれば、やはり企業としてのメリットは最初の一、二年は赤字、そしてあとはゼロ、ゼロといった場合は、本当に請け負った企業はボランティアではないのかと私はそう思うわけではありますが、この辺について所見があればお聞きしたいと、そのように思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ボランティアではないのかというご質問でございますが、一定の管理料を町のほうでお支払いし、それを受けてこの範囲内でその事業を展開するというところでございますので、そうは考えておりません。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そのように考えたということであれば、それでいいと思います。しかしながら、私としてみればやはりこの辺については十分に検討する余地はあったのではないかということをおききたいと思えます。

次に、プール等について、ここは災害時に水の再利用をするということでの町のほうの計画が当初あったわけでありましたが、この再利用等についての災害時の取り扱いはどのように協定されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 募集要項、それから仕様書のほうにもですが、災害時には避難所として使わせてもらうよと。それから、あそこの中にプールの水をろ過して飲めるまでの装置があるわけでございますので、その辺は使いますよというようなことは明示させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） まずいつ来るかわからない災害時といっても、地震は99%宮城には来るというふうに言われているわけでございますので、この再利用等について災害時の取り扱い等については十分に留意されて進めていただきたいと、そのように要望をおきたいと思えます。

次に、今回のこの管理運営等に当たりまして、松島町ではこのプール、それから運動公園等の施設の中でのリース物件があるわけだと思います。このリース物件は今年度で終了されて、新たなリース物件として契約されて進むのか、町との契約事項はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） リースは5年契約でリースさせていただいております。19年10月から5年ということで、指定管理者移行後もリースについては町のほうからお支払いするという条件でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） そうしますと、このリース物件についてはこの料金の中に町として負担

をしているということで理解してよろしいんですか。それちょっと今私わからないので、もう一回だけそこをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 再答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 指定管理料の対象にはしておりません。今後も町として直接支払うものという位置づけをしております。例えば、議案第2号の10ページをごらんいただきたいのですが、火災保険、それからリース料金というのがございまして、火災保険については16万2,000円、それからリース料金376万円というのは、町経常経費ということで書かせていただいております。今後も町として指定管理料とは別に払っていくということでございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、たくさんの人の質問がありまして、概要はわかりましたが、私なりの疑問点をお聞きしたいと思います。

プールのほう、5ページに選定理由が書いてあります。「事業計画の内容が適切と認められる」とあります。それで、陽光さんの採点一覧表を見ますと「施設の効用を最大限に発揮できているか」ということが最高得点で書いてあります。この内容が、適切と認められる大きな原因だったろうと思います。選定理由7行ありますが、マイクロバスを使うことが特別評価される文章ではないだろうと、これはどこでも同じだろうと、こういうふうに思います。よって、「適切な内容」という、「適切」と認められるということを少し詳しくお聞かせください。と言うのは、亀井課長から当該者の事業内容が5つぐらい示されました。これは、従来なされてきた事業とどういう違いがあるのか。特に新設される事業はあるのかといったことをお聞きしたいと思います。

それから、水質の問題が出ましたが、水質の基準は私どもはよく下水道でBODとかCODとかSSとか、そういう基準、化学記号等をよく目にできておりますが、この場合はどんなふうになるのでしょうか。常識的に私の頭では大腸菌とかそういうのは目に浮かぶわけですが、具体的な水質の基準があればお聞かせをいただきたいと思います。

まず1回目終わります。

○議長（櫻井公一君） それでは一問一答で、最初選定理由について。西村副町長、答弁。

○副町長（西村晃一君） ただいまのご質問のうち、「施設の効用を最大限に発揮できているか」というところが高得点だったと、中身について具体的にお伺いしたいというご質問だったと思います。実際にはその点数で各委員が評価したわけですが、施設の効用を最大限に発揮するための方策として、現在あるシルバートレーニングルーム、これを最大限に利用した

介護予防に重点を置いたサービスを行うという点、あるいは介護予防指導員養成事業者ということで指定されておりますので、高齢者対応を行うということです。具体的には、シルバー料金というようなことで高齢者向けの料金を設定する点とか、あとは地域の認知度アップのために専用ホームページを開設するとか、あるいはリピート率の向上のためにスポーツ団体、地域の老人クラブと協調、提携していきたいということで、そういうご説明がありましたので、それに伴ってこの点数が上がったのではないかとというふうに思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 水質の基準。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 水質につきましては、pHで7と、それから大腸菌群数として検出されないことということが書いてございます。そのほかに私どもとしては、中水道ですから飲んでも大丈夫なことというふうなことを目標にはやっておりますが、これは基準ではありません。

それから、もう1つとしてプールのほうで自主事業として今までにやってなかったことで何かありますかというご質問に対してお答えしたいと思うんですが、会員料金制をとりたいと。9月の議会で議決いただいた自主事業については、一月当たり5,000円を上限としますよということで議決いただきましたが、これについてデイトム会員といいまして昼間だけ利用する人は幾らだとか、5,000円を上限として決めていって、そのときにやっている教室があれば自由に参加できるというような会員事業になるわけですが、これがデイトムであったり、ナイトタイムといいまして夜だけだったり、それからウィークエンドといいまして週末だけ会員のコースがあったりとかということを考えているようでございます。

それから、児童短期水泳教室というのが私としては気に入ったというか、松島にいて金づちの子供たちもいるわけでございますので、短期に集中して希望する方にお教えして、幾らかでも泳げるようにしたいというようなことだそうございまして、これには期待をしているところでございます。

そのほかに、地域スポーツクラブとの協調したイベントだとかをやってきたいということで、私どももこれまでずっとやりたかったのですが、これをマリソルと陽光セントラルと共同でやっていただければいいなというふうに思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） まず短絡的にマイクロバス云々というのは、このセントラルさんだけだったんですか。特別、選定理由として大きく上げられるほどの要素があったのかなど。他社は全くなかったのかどうか。D団体とセントラルさんとの施設利用では、わずか11点开きがあり

ますね。これは非常に接近していると、ここの部面だけ見ればですよ、非常に接近しているのではないかと。とすると、今亀井課長が言ったさまざまな事業内容についても、そう大差はないのかなと、こういうふうに思っております。この辺で、特にセントラルが選ばれた特質な内容を教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 私も選定委員の1人でしたので、そういった立場も含めてお話しをしたいと思います。

セントラルが選ばれた一番の理由というのは、全体的に大きな項目として5項目ありますが、それが1位と2位ということで多かったと。ほかは、ばらつきが非常に多かったということでございます。それで、数字としてはセントラルが1,400点を取得し、次のところとは差があったということでございます。

それから、バスを利用してどうのという話でしたが、もう1団体ほどありました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） これは私のメモ能力の欠如によるものですが、亀井課長にもう一度お尋ねをします。東松島市の事例のように、当該者が途中で撤退をするということになったときの幾つかの項目を挙げられましたが、少しゆっくり教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 事業の継続が困難となった場合の措置ということで、募集要項に書かせていただいておりますので、朗読させていただきます。

指定管理者の責めに帰すべき事由による場合ということでございます。業務の継続が困難になった場合は、町は指定の取り消しをすることができます。その場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるよう引き継ぎを行うものとします。以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 1つだけ確認しておきたいと思っておりますので、伺います。

2号の10ページにあります、先ほど片山議員のほうからお話ありましたリース料の件なんです、町経常経費ということでトレーニングマシンと複写機、券売機がありますけれども、これは町のほうで指定管理者のほうにこれは払ってくださいという意味でここに載せたのか、それとも町でリースして使わせるのかということなんです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

- 教育課長（亀井 純君） 19年10月に開業したときから、5年間のリース期間ということで、町でリース業者に支払いをしているものでございまして、今後も19年10月から5年間は町から直接支払うものです。指定管理者が支払うものではございません。以上です。
- 議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。
- 15番（菅野良雄君） 法律上詳しくわからないので教えていただきたいんですが、この場合は町がリース料を払って、それを指定管理者にお貸しするということになりますよね。そうした場合、又貸しみたいなもので違法性はないのかということになりますが、いかがでしょうか。
- 議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。
- 教育課長（亀井 純君） これにつきましてはリース物件でございますが、そのほかにも机だとか、細かく言えばありますので、そういったものは、今ある備品についてはお貸しします、ちゃんと管理をしてください、指定管理者の責の範囲で損傷があった場合は修理していただきますよということでやっております。又貸しということで違法性はないというふうに思います。
- 議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。
- 15番（菅野良雄君） では、今契約している5年間で切れた後はどうなるのでしょうか。
- 議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。
- 教育課長（亀井 純君） 今考えておりますのは、再リースということで考えたいと思っております。再リースとなりますと、今のお金より安くなりますので、そちらでやりたいと思っておりますが、5年になったところで新型のはやりのマシンが出てきたり、どうしてもこれ入れないとお客さん来ないだろうなとかということがあればまた別ですが、今のところは再リースで考えています。
- 議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。
- 15番（菅野良雄君） その前に、今度は指定管理者のほうで「この機械じゃないと」というような意見が出た場合、「我々はこっちのほうが使いたいんだ」というような話が出る場合もあると思うんですよ。そうした場合の考え方というのはどうしておくんですか。
- 議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。
- 教育課長（亀井 純君） それはもちろん協議ということになりますが、こちらとしても財政事情もございましょうし、今ある機械でなぜできないかというふうなことも考えなければならぬということで、その時点で判断するしかないと思っております。
- 議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。
- 15番（菅野良雄君） できるだけ管理制度に沿って、持ち出しの少ないような形で進めていた

だきたいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。議案第1号、議案第2号についての関連質疑を終わります。

それでは、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。

初めに、議案第1号指定管理者の指定についてを議題とします。

討論に入ります。討論参加ございますか。反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第1号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号指定管理者の指定についての討論に入ります。反対者の発言を許します。討論参加ございますか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

この指定管理者の議案、温水プールの施設管理を陽光セントラル共同企業体をお願いをする、こういう議案になっているわけでありまして、この指定管理者制度につきましては、2003年の地方自治法の一部改正ということの法律の施行によりまして、それまで地方公共団体あるいはその外郭団体などに限定をされていた公の施設の管理運営、これを株式会社を初めとした営利企業あるいは財団法人、NPO法人、こういった民間事業者にも行わせることができるよと、こういうふうなうたい文句で始まっているわけでありまして、私は本来ここにこそこの制度の大きな問題があると、このように思っております。それぞれ施設の目的に応じて、採算がとれない事業であっても、その機能や役割をきちんと果たしているものもあります。そういった役割あるいは使命というものを持つこの公の施設を、営利を追求する民間企業が担っていくと、本当に住民サービスというものを充実させることにつながるのだろうか、こういう疑問を持たざ

るを得ない。コスト削減を追求すれば、結局人件費などの削減に直結していくというのがこれまでの流れでもございましたし、そのことはサービスの質の低下につながっていくと、こういうことだと思っております。

私どもはそもそも公の施設に指定管理者制度を導入するという議論をした際にも申しておるかと思いますが、基本的には反対の立場を表明してまいりました。その個別の施設ごとにその設置目的などを考慮し、考えながら、これまでも賛成、反対の態度を表明させていただいております。先ほどの運動公園の運営管理に関する指定管理者の指定につきましては、賛成の態度をとらせていただきました。これは、非営利のNPO法人と、かついわゆる町内の事業者ということなども考え合わせまして、そういった団体の育成等も考えればいたし方ないのかなあという思いでの賛成でございます。

しかし、この議案2号の温水プールに関連いたしましては、1つは町外の事業者であるということ、質疑の中でもお聞きしましたけれども、非正規によってその業務がほとんど賄われていくということで、官製のワーキングプア、これをふやしていくと。行政がこういった行為を率先してやっていくということについては、私は厳に戒めなければならないと思いますし、むしろそういうものを是正させていくための行政としての役割を果たすべきだと、こういう立場でもございます。同時に、経済的効果という面で見ましても、地元の業者でないという意味におきましては本社のあるところに収入が上がっていくと、地域経済として回るということにおいては、そういう面でもなかなか多額のお金をかける割には地元経済として波及効果も上がっていくという側面も考え合わせまして、この2号議案については反対をさせていただきたいと、こういうことでございます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。賛成の立場から討論に参加させていただきます。

松島運動公園は、町民のスポーツ振興を図るため建設された施設であり、また健康増進施設でもあります。子供から高齢者まで気軽にスポーツを楽しめる施設となっており、この施設を利用する人数も年々増加傾向にあるところでもあります。この運動公園を以上の事柄に留意いたしまして、町としてさらなる管理運営の向上、経費の削減を図るために、指定管理者制度を導入しようとしているものであります。

民間活動を導入することによって、町民のスポーツ活動の推進、利用者数の増加、それから利用者のニーズを的確にとらえた運営、また民間活力により自由な発想、自主事業の展開及び稼働率の向上、そして効率的な運営などなどが期待できると思われれます。指定期間が5年間と

長期にわたりますので、指定管理者にはしっかりと運営を行ってもらえるよう町当局からしっかりとした指導をお願いしたいと思っております。さらに運動公園がこれからますます活力を帯びることを切望して、賛成といたしたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第2号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 平成22年度松島町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第3号平成22年度松島町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第3号

平成22年度松島町一般会計補正予算（第5号）

平成22年度松島町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,548万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,235万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成23年1月18日提出

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第3号平成22年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、今年度の国の第1次補正予算に伴う「地域活性化交付金（きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金）」及び子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業等について補正するものであります。

まず初めに、地域活性化交付金についてでございますが、12月議会終了後に事業の概要をご説明したところではございますが、必ずしも結果としてはご理解をいただけない説明であったと考えております。説明者側として、趣旨を十分に伝えられなかったことにつきましては反省しなければならない点があったというふうに思っております。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

それでは、補正の概要につきましてご説明を申し上げます。

「きめ細かな交付金」につきましては、国の「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」において、観光地における電線類の地中化対策等、地域の活性化ニーズに応じてきめ細かな事業を実施するよう支援を行うとされたことを踏まえ創設された交付金であり、町の対象事業につきましては主として観光・防災事業及び教育・福祉などの公共施設の環境整備事業などを実施するものであり、本事業の実施により地元企業の受注拡大に努め、地域活性化等に取り組むものであります。

また、「住民生活に光をそそぐ交付金」につきましても、同様に国の経済対策において、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった分野に対する地方の取り組みを支援するとされたことを踏まえ創設された交付金であり、町としても国から示された対象事業である弱者対策等・知の地域づくりの事業に取り組むものであります。

歳出につきまして、5ページをお開き願います。

2款総務費、1項6目財産管理費につきましては、「きめ細かな交付金」事業として実施するものであり、松島フットボールセンター無床体育館改修事業及び庁舎内における地上デジタルテレビの購入に係る経費を補正するものであります。

3款民生費、1項2目障害者福祉費につきましては、「住民生活に光をそそぐ交付金」事業として実施するものであり、発達障害相談支援業務として活用するために、地域活動支援センター（希望園）施設改修事業を行い、相談機能の強化に必要な知育玩具等及び宣伝広告等に要

する経費を補正するものであります。

6ページをお開き願います。

6目保健福祉センター管理費につきましては、「きめ細かな交付金」事業として実施するものであり、保健福祉センター施設環境整備事業に係る経費を補正するものであります。

2項3目保育所費につきましては、「きめ細かな交付金」事業として保育所環境整備事業を実施するものであり、「住民生活に光をそそぐ交付金」事業として保育所図書購入に係る経費を補正するものであります。

4款衛生費、1項2目予防費の子宮頸がん等予防ワクチン接種緊急促進事業につきましては、国の第1次補正予算に盛り込まれた事業であり、子宮頸がんワクチンにつきましては中学校1年生から高校1年生相当の女子を対象に実施し、ヒブワクチン並びに小児肺炎球菌ワクチンにつきましてはゼロ歳から4歳までの乳幼児を対象として実施するものであり、予防接種を受ける機会を確保し、必要な接種費用について全額公費負担するものであります。

また、あわせて「住民生活に光をそそぐ交付金」事業として自殺予防啓発事業に係る経費を補正するものであります。

5款労働費、1項1目勤労青少年ホーム費につきましては、「きめ細かな交付金」事業として勤労青少年ホーム環境整備事業を実施するものであり、「住民生活に光をそそぐ交付金」事業として図書館の充実を図るために図書管理システム及び図書購入に係る経費を補正するものであります。

6款農林水産業費、1項5目園芸振興費につきましては、「きめ細かな交付金」事業として実施するものであり、農村婦人の家地上デジタルテレビ整備事業に係る経費を補正するものであります。

7款商工費、1項3目観光費につきましては、「きめ細かな交付金」事業として実施するものであり、松島海岸放生池汚泥除去事業及び外国語併記案内看板整備事業並びに観瀾亭等特別会計で行う観瀾亭環境整備事業に係る財源として繰出金を補正するものであります。

8ページをお開き願います。

8款土木費、2項2目道路維持費につきましては、「きめ細かな交付金」事業として側溝改良工事1件及び舗装補修工事1件を実施するものであります。

9款消防費、1項3目災害対策費につきましては、「きめ細かな交付金」事業として地域防災計画に指定している避難施設及び公共施設等に防災行政無線個別受信機設置をするものであり、また町内の避難施設等に災害時さまざまな情報を得るための手段として地上デジタルテレ

びを整備するものであります。

10款1項2目事務所費につきましては、「きめ細かな交付金」事業として実施するものであり、松島第二小学校で開設しております留守家庭児童学級に地上デジタルテレビを購入する経費を補正するものであります。

2項2目及び3項2目教育振興費につきましては、「住民生活に光をそそぐ交付金」事業として実施するものであり、児童、生徒の情操教育及び学力向上のため、小中学校の図書購入に係る経費を補正するものであります。

4項3目文化財保護費につきましては、「住民生活に光をそそぐ交付金」事業として実施するものであり、町内の指定文化財等の看板整備を行い、文化財の啓蒙を図るものであります。

5項3目海洋センター費につきましては、「きめ細かな交付金」事業として実施するものであり、海洋センターに地上デジタルテレビを購入する経費を補正するものであります。

10ページをお開き願います。

6項1目幼稚園費につきましては、「住民生活に光をそそぐ交付金」事業として実施するものであり、園児の情操教育のため、幼稚園の図書購入に係る経費を補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

11款地方交付税、1項1目地方交付税につきましては、国の第1次補正予算に伴い、普通交付税に追加交付されるものであります。

15款国庫支出金、2項6目「きめ細かな交付金」につきましては、国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に係る国の第1次補正予算に伴う交付金であり、普通交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じ、人口、財政基盤等により交付され、松島町の対象事業としては歳出でご説明しました松島フットボールセンター無床体育館改修事業、防災行政無線個別受信機設置事業ほか12事業であります。

7目「住民生活に光をそそぐ交付金」につきましても、「きめ細かな交付金」と同様に緊急総合経済対策に係る国の第1次補正予算に伴う交付金であり、普通交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じ、人口、財政基盤等により1次交付され、松島町の対象事業としては弱者対策等事業として歳出でご説明しました地域活動支援センター（希望園）改修事業及び知の地域づくりとして小学校の学校図書購入事業ほか8事業に取り組むものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、松島運動公園、温水プール施設指定管理業務及び松島運動公園管理事務所、多目的広場、野球場、テニスコート等施設指定管理業務について債務負担行為を設定するものでありま

す。

本文の4ページ、第2表繰越明許費をお開き願います。

国の第1次補正予算に係る「きめ細かな交付金」で実施する松島フットボールセンター無床体育館改修事業、防災行政無線個別受信機設置事業ほか12事業及び「住民生活に光をそそぐ交付金」で実施する地域活動支援センター（希望園）施設改修事業、文化財説明看板整備事業につきましては、年度内完了が見込めないために繰り越しをするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） それでは、小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） それでは、私のほうから地域活性化交付金について説明をさせていただきます。

初めに、「きめ細かな交付金」事業であります。

事業の目的、制度概要につきましては、平成22年12月議会の最終日、12月15日で行った、本議会終了後に議会の意見も反映したいとの目的で、事業の報告と申請に際しての町の中間的な考え方を説明させていただきました。その時点では、まだ事業の確定には至っておらず、議会からのご意見も反映できる日程で行いました。

その後、交付金の取りまとめをしております県地域振興課より、12月20日付で「提出期限を12月27日までとする」旨の連絡を受けましたため、各課からの事業の提案を12月20日で締めまして、12月15日にご説明させていただきました本町の交付金活用方針に基づきまして事業を決定し、実施計画書として12月27日に県の地域振興課に提出しております。

補正予算額は4,104万円、これは観瀾亭等特別会計事業含みでございます。財源内訳につきましては、国費が2,889万4,000円、一般財源が1,214万6,000円でございます。

事業の選定に当たりましては、活用方針のとおり観光・防災、教育・福祉等の公共施設の環境整備事業に重点を置き、緊急かつ地元企業への発注、地域雇用創出へ配慮できることも念頭に置きながら、さらに新年度予算計上対象事業の前倒しも考慮させていただいたところであります。事業内容につきましては、資料の14事業でありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、「住民生活に光をそそぐ交付金」事業であります。

補正予算額は1,132万円。財源内訳でございますが、国費が866万9,000円、一般財源は265万1,000円でございます。本交付金につきましても、「きめ細かな交付金」事業と同様の手順で12月27日に県地域振興課に提出させていただいております。

事業の選定に当たりましては、これも12月15日にご説明させていただきました国からの活用

方針に基づき、自殺予防の弱者対策、自立支援、知の地域づくりを念頭に置き、さらに新年度予算計上対象事業の前倒しも考慮させていただいたところでございます。事業内容につきましては、資料の10事業でありますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。

一番最初に、緊急総合経済対策に掲げるもので、地域活性化、社会資本の整備、中小企業対策と、こうなっているわけでありますが、この内容を見ますと必ずしも本当の松島町の地域活性化にならない事業もあるのではないかと、こういうふうに思われるわけでありますが、町長はどのような考えでこういうふうなものを計上されたのか。地域活性化、社会資本整備、それから中小企業……、中小企業はほとんど小企業でありますから、そういうふうなものに光を当てる事業がこれなのではないかと、こう思うわけでありますが、いかがなものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 地域活性化交付金に対する考え方でございますが、先月15日にご説明いたしました町の活用方針がありまして、「きめ細かな交付金」については主として観光・防災に活用し、地元企業の受注機会の拡大を図り、地域の活性化を図ると。それから、教育・福祉などの公共施設の環境整備事業に取り組むという方針のもとに選定した事業でございます。それぞれの事業をもとに、地域の活性化が図れるものというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 話が飛び飛びになると思うんですが、必ずしも地域活性化にならないのが入っているような気がしているわけでありますが、後でその内容についてお聞きをします。

それから、地域活性化でその財源をもらっていないながら、財調からの繰入金を繰り入れをしないで減額すると。地域活性化になるんですか、これは。地域活性化でもらったら、今まで以上に地域活性化のために使うというのが原則ではないんですか。それはどう考えていますか。900万円も減額しているんですよ。地域活性化でもらっていないながら減額をしていると。これはどういう考えなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 地域活性化で、一般会計で基金繰入金が900万何がしあるよと。

ということで、活性化と合わないのではないかというお話ですけれども、前段に町長の提案理由の説明の中に普通交付税、国の3,000億円の絡むものということで、普通交付税で2,500万円何がしがあるということです。今回の国の1次補正、同じなんですけれども交付税、それから「きめ細かな交付金」と「住民生活に光をそそぐ交付金」、これはトータルすると「きめ細かな交付金」「住民生活に光をそそぐ交付金」に類するものは、それ以上に一般会計をもって負担をさせていただいたと。ただ、普通交付税で2,500万円何がしがありますので、総トータルの計算をすると900万円何がしは基金のほうに戻すという、数字上そういう形になっております。ですから、きめ細かな国の施策に基づく支出については、それ以上に取り組みをさせていただいたということでありませぬ。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 地方交付税も、地方交付税特会は赤字なんです。地域活性化のために交付された額なんだろう、今度のやつは。そうすると、これも使うべきなのではないかと。地域活性化にならないでしょう。わざわざ地域活性化をさせようとして国は、この疲弊した経済を立て直そうとして地方交付税も増額してるんですよ。地方交付税特会は赤字なんです。赤字なんだけれども、特会を赤字にしながらも出すと。さらに、きめ細かな事業として地域活性化と中小企業対策として出すんだと、こういうことだから、どんどん出してくださいと、発注してくださいと、そして地域を活性化させてくださいというのがこの目的なんです。それなのに、地域活性化の交付金が来たから、今までしていたの財調繰り出ししないで戻すと。こんな財政運営をしていたら、地域なんかよくなりませぬよ。それをどう考えますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 本町におきましては、その地域の状況を勘案した上で、あるいは町の財政状況を勘案した上でこのような取り扱いをしたものでございまして、トータルの考えればこの地域活性化交付金でもって地域の活性化を図るということで一般財源を相当程度持ち出しておりますので、その方針に従ったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今これだけ出して地域活性化になるかと言ったら、町内の業者は本当に疲弊してるんですよ。何もなくなってきた、そして何かあれば災害対策だから協力してくださいと、こういうふうなことでしょう。この交付金が出たのも、地方交付税の増額も、地域の活性化、経済対策として出してるんですよ。それなのに、言葉では地域活性化になるというけれども、実際はこの分、900何万円も出せばまだまだ業者の方、地元の方々も潤うわけですよ。

それなのにこういうふうなことにして、中身を見ていったら皆地域活性化、地域活性化、書いてあるんです、ここに、主要事業説明補正予算。1、緊急経済対策に係る地域活性化、2もそうです、3も4も5も6も、地域活性化、社会資本の整備、中小企業対策等としてこういうふうなものにするんですよと、こう書いているわけですよ。そうしたら、そのぐらいの金を出して、そして地域の人たちの少しでも潤いになることをしなければならないと思うんでありますが、おたくらは給料をもらっているから地域活性化も要らないんだと思うんですが、実際は地域は大変なんですよ、本当に。だから地域活性化のこの金を国で出しているわけですよ。政党の何は言いませんが、今国も火の車なんです。財源どうするのかと言いながら出しているわけですよ。そうしたときに、こういうふうな金の使い方をしなかったら、財務課も何も要らなくなるんですよ。地域の活性化のために役場は稼がなければならないんですよ。そういうふうなことからいくと、極めて不謹慎な予算だと私は思っているわけでありまして。そこは何ぼ言っても同じことを繰り返して、いいんだいいんだと言うと思うんでありますので何します。

それから大きなものでは、大きなものという文化財指定看板整備となっているわけでありまして、この中にある夫婦けやき、諏訪古墳、西の浜貝塚という、夫婦けやきというのはどこのやつをいうのかですね。それから、諏訪古墳というのはどこなのか、どんな看板をして地域活性化になるのか。地域に発注するんだと思うんでありますが、どうなのかお聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 夫婦けやきというのは瑞巖寺の夫婦けやきでございまして、瑞巖寺から陽徳院に行くところの、半分隧道みたいなところの上にあるものでございまして、指定文化財に指定されているものでございます。

それから諏訪古墳は、中学校の裏側ですね、こちらにありまして、埋蔵文化財ということで指定されてございます。

それから、西の浜貝塚の公園につきましては、色が抜けてきたと、いわゆる退色しているということでございまして、表面を新たに加工したいということでございます。地元ですべて発注する予定でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 夫婦けやきは瑞巖寺だと思っていたんです。ここに「松島町の文化財」というのがあるんですね。夫婦けやきというのは、瑞巖寺にしかないんです、町の何ね。ところが、地域活性化させるのには瑞巖寺は、瑞巖寺と言っただけでお客さんが来るんですよ。そ

れなのに、瑞巖寺に看板を立てても、瑞巖寺の活性化にも何もなりませんよ。そこのところに町の指定文化財ですよと、こういうふうなことを言っても、それから諏訪古墳も中学校の裏に見に行く人いますか。町長も町長になるまで行ったことないでしょう、あそこにも。実際。この諏訪古墳というのは文化財に入ってるんですか。私らがもらっているこの「松島町の文化財」というのには諏訪古墳というのはいないんですが、古いのかな、これ。いつ諏訪古墳を町の指定文化財にしたのかお聞きをしたいわけでありまして。西の浜貝塚は立派な文化財に入ってますので、諏訪古墳をいつしたのか。私らには見せられないのかですね。

○議長（櫻井公一君） それでは、答弁求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 諏訪古墳ですが、埋蔵文化財でございまして、そちらには載っていませんでしたのかと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 西の浜貝塚はあるのではないですか。ありませんか。（「あります」の声あり）それならこれも上げていなければおかしくないですか。西の浜も埋蔵文化財でしょう。これにないんですよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 西の浜は国指定の文化財でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 国でも何でも、埋蔵文化財というなら同じではないですか。町のもそういうふうなことであれば上げておかなければならないのではないかと。住民はわかりませんよ、私らがわからないんだから。ここにないんですよ。国指定でも何でも、埋蔵文化財なら埋蔵文化財でいいんですよ。何もなくて、そしてきめ細かな事業だからといってあの中学校の裏に、だれも行かないところにこれは文化財ですよと言っても始まらないと思うんですよ。中学校の生徒は見るかもしれないけれども。だから、そういうふうなものではないところにまだまだあるのではないかと。

金を使うのであれば、町長は観瀾亭の古い建物を直すと言ったんだけど、阿部家の建物なんかは見る影もなくなっているんですよ。町の指定文化財ですよ、あれ。あの根廻のね。そんなようなところを「あそこにあるよ」と、あそこを整備でもしたら、それこそ行くと思うんですよ。だから、そういうふうなのに金を使わないで、恐らく議員の中で諏訪古墳だのと言ってもわかる人はいないと思うんですよ。一生懸命勉強している人はわかるにしても。だからそういうふうなのは、私らに言われて「いやいやここだよ、皆行ってるんだよ」なんて言うかも

しれないけれども、それは無駄な金なのではないかと。実際は、そういうふうな感じがしましたので、わざわざもらっていた文化財を持ってきたんですよ。いいですか、町のも国のも同じだから、国のを上げるのなら町のはもっと上げなければならないんです。町がやっているんだから。そういうふうなことも考えてしないと、無駄になるのではないかなと。これなら観瀾亭の大けやきのほうがよっぽど……、あそこに標識あるんですか。観瀾亭の大けやきも町の文化財なんですよ。これは上がっていましたので。これこそお客さんが来て見るのではないですか。そう思うんでありますが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 観瀾亭の大けやきについては、看板がございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、6ページの保健福祉センター環境整備工事、それから保育所の環境整備工事、このようなのがあるわけでありますが、環境整備工事というのは土工事ですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まず、保健福祉センターの環境整備でございますけれども、保健福祉センターの中の多目的ホールにあります空調設備の蓄熱装置がちょっと故障しておりますので、その整備を行います。あわせて、施設内にあります故障しているブラインドを取りかえる工事でございます。

それから、保育所につきましては町内保育所3カ所のタキロンテラス改修、それからそれぞれの保育所の例えば厨房等のドアの改修をする工事でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、町長の説明でなんですが、私聞き間違ったのかどうか、この主要事業説明の中の子宮頸がん等のやつですね、これは発注5%とか10%、20%、30%というのは、このぐらいしかする人がいないだろうということですか。100%の補助ですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 85%、10%、30%でございますけれども、これにつきましては想定される接種率のパーセントでございます。そして、高校1年生相当につきましては85%ということで、今回のこの事業につきましては対象者が中学1年生から高校1年生相当ということで、この短い期間におきまして高校1年生相当につきましてはあと2カ月弱で高校2年生になりますもので、そうした場合今回の助成対象から外れることもありますので、高校1年生等

については、通常子宮頸がんは標準的な接種が3回必要となってきます。ただし、1回でもこの22年度に接種した場合は23年度も引き続き2回目、3回目が助成対象となることから、予算上高い数値で計上して、それだけに接種を図るつもりで85%に計上いたしました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、10%とか何ぼとかというのは、しない人が多かろうというふうな考えですか。学校なら学校に、父兄に言えば今子宮頸がんの何だのというのはどこでもやっているものですから、したいという人が多いと思うんでありますが、したくないと言えさせないと、こういうふうなことですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回のそれぞれの接種事業につきましては任意接種ということでございまして、法律で定めた定期接種と違いまして親へについては強制的な接種を受ける義務はない任意接種でございます。そういう観点から、接種については通知等は図りますけれども、我々の段階ではこういう程度の接種の率というような感じで計上しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 国が一生懸命になって、頸がんの予防接種をすれば90%だか80%だか高い確率でがんを抑えられますよと、こう言っているわけですよ。そうすれば、行政側でそういうふうなことだから補助してあげるのに、少しでも多くの人にしてもらおう努力を町はしなければならぬのではないかと。だから、高い確率をここに出すべきなのではないかと、こう思うわけですが、ただ通知を出すけれどもするとと言わない人がいたらしくなくていいんだよと、金出すことないからいいんだよという考え方ですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） そうではなくて、これはあくまでもこの予算を計上するに当たって想定される接種率でございます。ですので、その対象する女子生徒に対してはPRに努めるということでございます。高校1年生は今年度限りということでございますので、そこは重点的に私どもとしてはPRをしていきたいという考えでございます。

また、今回高校1年生の場合、接種をしないで2年生になってしまった場合どうするかという問題につきまして、庁内で検討いたしました。その部分については、補助対象とはならないけれども、町で単独で負担していくべきではないのかということで考えているところでござい

ます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、10%見ていたけれども20%になったら20%でもするよと、30%になってでもするよと、こういうふうなことですか。そのときの予算措置はそのときになったらすると。今10%しか見てないんだと、そんなにしないでろうと思って見てないんだと、こういうふうなことですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 当然接種対象者がいた場合、受けた方に不利益になることというのは考えてございませんので、既存の予防接種事業というのがありますので、そちらの委託費とかで対応したいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、観光案内板、前にいただいたのは360万円出て、300万円になって、60万円は汚泥除去が減ったと、あそこのはす池ね。ところが、堆積は138立方メートルですか、それで全く変わっていないんですが、積算間違いですか。同じ138立方メートルで60万円減っても、そのくらいでやらせるということですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 前に要求したときにつきましては、前回平成3年に実施しているわけですが、その額を参考にして、期間もないということで計上しましたが、今回改めて参考見積もりをとりましたところ300万円できるといような判断から、300万円にさせていただいたものでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、あそこのはす池の堆積汚泥を除去することによって隣の家、あそこは前に除去したときに下がってしまったと、こういうふうな何があったわけですよ。だから、そういうふうなことを今後も考えなければならぬんです。土圧がかかっていたのが一と抜けてしまうと。あそこは基礎が軟弱なところに建っているものですから、そういうふうなことを考えてこれをしたんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 前回、平成3年に実施した際に、確かに隣、あと道路に影響が出たということは聞いておりますので、私のほうといたしましても見積もりをとる段階では十分に安全性が考えられる程度の土量という形で計上させていただいております。以上ござい

ます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今見積もりと言ったんですが、工事する業者さんから見積もりをとったんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 参考見積もりとして3社ほどからとらせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、その中で入れたのわかるから入札しなくてもわかるんですよ、大体。おれのは300万円だから、300万円で予算上げてくれたと、ではおれだなと、話し合いがつくんですよ。これではおかしいのではないですか。町が積算をして、そして業者に……。答弁が間違っているからうまく答弁するほうに回すんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 参考には見積もりをいただきますが、あと設計につきましては建設課の技術職員と協議いたしまして、建設課のほうに積算を依頼しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 3社から見積もりをとって、300万円の予算でしたよと言ったら、見積もりを出した業者を入れないのならわかるんですよ、見積もりを出した業者を入れたら、おれもらうんだというのがちゃんと……。発注してるかもしれないですよ。そういうふうな見積もりのとり方はおかしいわけですよ。参考見積もりをとるというのは、全く関係のない人からとるのならばいいんですよ。入札に入る人からとって、よくあるんですよ、今おらほうの役場だっていると思うんですよ。参考見積もりをとって、入札したらが一んと安くなったなんていうのがあるんです。同じ業者が見積もりを出して、同じ業者が入札して。参考見積もりというのは参考になるのかと、このようなことで、ここでは名前は言えませんが私はほかの何に行ったときにそういうふうな指摘をしているんですよ。だから、見積もりをとるときは気をつけなければならない。最初から決まってしまうと、これ。こういうふうなことになるので、恐らくそのとおりになるから見なさい。間違いなく。そうでないと言うならば、そうではないと思うというふうなことを言っただけであれば何であります、そのようなことになるのかと、こう思うわけであります。

それから、希望園啓発のパンフ、これも光を当てる事業だというふうなことなんですが、通

所者が7人、通園者が5人ですか、こうあるわけでありましたが、もっと来るから、もっといるからこのパンフをつくって出すというんですか。ちょっとその辺がわからないのです。今来ている人たちでたくさんなのであれば、パンフをつくるよりもその人たちに何かあめでも食べさせたらかえって喜ぶのではないかという気がするわけですよ。どんなパンフレットをつくるんですか、希望園の入所のパンフレットは。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回、希望園のパンフレットということでございますけれども、希望園におきましては発達障害児の早期療養支援事業といたしまして、言葉や心身の発達におくれを持つ幼児とその保護者を対象に、言葉と発達の教室というのを22年度から開催いたしておりまして、今年度におきましては12月に2回、1月に2回、それぞれ開催の事業でございます。それにおきまして、今回もちろん希望園の既存のパンフレットの増刷、それから先ほどお話ししました相談支援のパンフレットということで、療育支援事業の「ひなたぼっこ」という事業名なんですけれども、そのパンフレットの作成、印刷を予定しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、相談支援はその人たちにやるのであればわかるんですが、希望園の啓発と、そんなに啓発しなければならないほどいっぱいいて、啓発しなければ来ないんですか。啓発のパンフレットなんかつくらなくても……。ここはまだまだ入所するスペースなんかはあるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 先ほど希望園の通園者は7名とかと言いましたけれども、今現在は9名ご利用していただいております。パンフレットにつきましては、来ている利用者ばかりではなく、いろいろなところに希望園のパンフレットを置かせていただきまして、希望園のPRというような形で考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これしか来ないんだとすればPRしても同じことではないのかと、こう思うわけでありまして、これはこれで無駄金でも何でもいいんだと思うんでありますが、ただやっぱり金は有効に使わなければならない、無駄のない金の使い方をしなければならないと、こういうふうな考え方を持たないとだめなのではないかと。

それから、今度は経済活性化ですか、これでテレビをどっさり買うわけでありまして、この

前の何でもテレビを入札にかけて、ほとんど松島町のやつを1社で皆とったと。ところが、アフターになるとその業者は余り積極的でないと、こういうふうな話を聞くわけでありましたが、そういうふうなことは、管財ですか、これ。ありますか。安くとると、そして納入して終わりと、あとはアフターは別だよと、こういうふうな考え方でとられているのではないかというふうな話を聞くわけです。電話をかけても別な人が来る、別な人にやられる、そういうふうなことで大変だと、このようなことを聞くわけでありましたが、そういうふうなことを財務課長のところでは聞いていませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今のお話につきましては、前回のこの場でも同じような話がありました。それで、今回地デジのテレビ、既設のものをかえる、あるいはないところに入れると、こうした場合にではどのようにしたらいいか、各課いろいろまたがるわけですがけれども、共通した注文事項、うちのほうでは特記事項ですね、こういうことに注意しなさい、こういうことをしなさいということ、このような同じようなことは松島町ばかりではなく隣接町村も同じような課題を持って取り組んでいます。その辺の特記仕様書とうちのほうの地域性、これらを踏まえまして、特記仕様書の中に例えばアンテナとテレビの関係ならこうしなさい、そういうおのおの特記事項の中で今言われたようなことは対応した発注の仕方をしているというふう考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、そういうふうな事実がある、私も聞いているんですよ。そうだとすれば、そういう業者をカットするというようなことだって考えていいと思うんですよ。

それから私は、地域活性化だとすれば町内業者優先にしてほしいというふうな考えなんです、このとった業者、余り言いたくないんですが、店を直接持っていない、おれならおれが電気工事店を持って電気屋さんをやると、店も何も持っていないと、あとはどこかの業者と組んで納入はさせると。このようなことでも役場は認めているんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 認めているかということではありますが、今現在松島町に営業所でありそういう取扱店がある方について認めていると。今言われたいろいろな課題というんですか、今までの流れみたいなもの、そういうことがありますので、認めていることはまず認めています。だから、その実際の事務の取り扱い、現場の対応の仕方、これらについてははっきりした特記仕様書とか何かでこういうことを確認して、こういうことをしてくださいということを確認

にしていきたいと思いますということで、今考えております。これらのものについては今準備して、今後の対応に向けていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ぜひともそういうふうなことでやってほしいと。やっぱりアフターまでしないような業者に、何ぼ安く入れても、物を発注するときは私らわからないものですから、アフターまでしてもらうために少しぐらい高くても仕方がないんだと、このようなことで普通の家庭では頼むわけですよ。安いのを買ってくるなら量販店に行って買って来て、役場でも量販店に行って買って来て入れれば一番安いわけだと思っておりますが、それではうまくない。だから地元企業を育成していかなければならない、そのときはやっぱり地元の人もそういうふうなものまで考えて発注を受けなければならぬと、こうだと思っておりますよ。そんなことをひとつ考えてやっていただきたいと、こう思うわけでありまして。

それから、これと関連するんですが、図書も同じだと思っておりますよ。私らが書店に行くときは定価のとおり買ってくると。ところが入札にすれば、もうけが本当に少なくとも入れると。当然だと思っておりますが、地元の業者を育成するというような考え方からいけば、そういうふうなものまで考える必要があるのではないかと。特に経済対策、中小企業対策となれば、そういうようなところまで十分考えて対応していただきたいと、こういうふうに思うわけでありまして。

大体こんなところで私の質問終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

それでは、今お二方おられるようですので、1時間以上経過しておりますので、ここで休憩をとりたいと思っておりますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

再開は14時30分といたします。

午後2時20分 休 憩

午後2時30分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 質問させていただきます。

今尾口議員さんが、私が質問したいなと思うところも大分詳しく質問しましたので、その残りのなんですけれども、補正予算の事項別の5ページ、4款1項2目ですか、自殺予防啓発事

業80万円、町民福祉課ということで、これは自殺予防啓発パンフレットの購入をして、全世帯に配布しますよということでありまして。これはいつごろ配布するのか。松島広報や何かの中に入れて広報するのかですね。まずそこからちょっと伺いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 配布時期につきましては、今お話あったとおり広報の時期ということでございますので、そうした場合早くて3月の広報には間に合えばというような形では考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 現在日本では一番、交通事故よりも多くなったということで、社会問題の1つということでありまして。それで、このパンフレットというのはもうでき上がったものが既にあるのかどうか。また新しくこれからつくるのか、そういうものはちょっとどうなっていますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 既存のでき上がっているものかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 既存のものといったら、こうやって予算計上になってあるというのなら、ここになぜ出さなかったんですか。こういうもので啓発しますよというようなことが必要でなかったのかなと私は思うんですよ。やっぱりこういうことも、せっかく議会で、こういういい事業をするんだったら、まず議員に見せてくださいよ。やっぱり気配り、そういうものが必要でなかったかなと思うんですけれども、その辺はどうだったんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それにつきましては、大変失礼したと思っております。（「はい」の声あり）以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それで、今年間に3万人以上いると、死亡者のトップだというようなことでありまして、松島町には昨年、ことは始まったばかりですけれども、一体何人ぐらいのこういうふうな死亡者がいるのかですね。

それから、今回町民福祉課がこのように出します。仮にそういうふうにして心の悩みを持っている人が「相談に乗ってください」となれば、当然町民福祉課のほうを担当するのかと、

こう思っております。そうすると、その相談に乗る方、やっぱりどこかに振るんですか、そういうところへ。松島町ではそういうのはとてもじゃないけど対応できませんので、そういう資格を持っている人に紹介してやるのかどうかですね。ちょっとお答えください。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 自殺は全国的には22年度においては3万1,655人というような警察庁発表の統計でございますけれども、宮城県におきましては22年度は620名の方が自殺で亡くなっていると聞いております。それから、松島町においてなんですけれども、統計的な資料をちょっと、県のほうで出しているやつはあるんですけれども、20年度の数値でございますけれども松島町においては4名の方というような統計数字であらわしております。内訳といたしましては、男子が3名で女子1名というような統計数字でございます。これは20年度の数字でございます。

あと、相談業務に関してのことですけれども、一番先に私どもの町民福祉課所管の、それに対応する保健師さんが前段といたしまして相談に乗るかなと思います。それ以外の、話の内容につきまして、関係機関のところと相談しながらというようなことで考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 保健師さんがこういう対応をするんだよと、そして振るんだよと。これは命にかかわる問題なんですね。そういう保健師さん、立派な人かなと思いますけれども、やはり切実なんですよ、この自殺とかなんとかというのは。やっぱりそういうことで、これは本当に慎重に対応しないと、本当に最悪の状況になりかねないということを十分に認識をしまして、これに取り組んでいってほしいなと思いますので、しっかり対応していってほしいなと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、ダブリますけれども、今度観光のほうで伺います。6ページ。「きめ細かな交付金」ということで、外国語併記案内板、それから汚泥の問題、尾口議員が言いましたので、まず観光案内板のことについて伺います。

大橋町長が観光の目玉として観光案内板をおととしから取り組んでおりまして、今各地、こうやって道路沿いとかそういうところに観光案内板が設置されて、1,000万円以上のお金を投資してやられております。それはそれとして、あれは仙台市を参考にしながら取り組みますよということでやっていたわけでございます。今回のこの観瀾亭わき、トイレありますよね、カキ祭りとかなんかするときの、観瀾亭の裏側から入るところ、これはそこの看板なんですけれ

ども、こういったものをもう一回、仙台市のようなあの拡大版でこの図を見ると、こういった看板なんですよ。普通の小さいのは、それでいいかもしれないと思うんです、私は。ただ大橋町長はどのように思うかわからないですけども。これだけ大きい看板、観光客というのはいろいろなものを楽しみながら、町の風景から何から、そういうものを楽しみながら歩いて行くわけですよ。今度大橋町長は、歩きながらゆっくり松島を見てほしいというような計画を出すわけですよ。その中で、こう各駅的な、こういうふうにしてただの地図みたいなものを、角張った字をぼーんと出して、これ私が観光客だったら見ますけれども、今高齢者が非常に多くなっているんですよ。歩く人が。字が小さくて見えない、これでは。それで前面、青いやつは海ですよ、海。あそこを歩いていて、海なんか興味ないですよ、皆さん。ほとんどの人は。あの辺を歩く人は、観瀾亭、瑞巖寺はどこにあるのかな、五大堂はどこにあるのかな、一目でぼんとわかる、そういう看板が必要なんですよ。そして、これはイラストです。イラストというのは、非常に心が和むんですよ。安心すると、いいなと、そういう心の温かさ、これもおもてなしなんです。よく皆さんはおもてなし、おもてなしと言っていますけれども、こんなコピーみたいなものでおもてなしになるとおもいますか。その辺の、これも気配りなんですよ。そういうことを、せめてこういったものはイラスト、そういうものでやっていったら、お客さんはわかるのかなと。あの辺を歩く人は、そんなに広範囲なものを求めているわけではないわけです。自分が行くところの目的地、そこを知ればいいんですから。そういうことを含めて、やっぱりこういう今までのような温かみのある、おもしろみのある、そういうものを検討していったほうがいいのではないかと私はこう思っておりますので、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 左のようなものから右のようなものへしたのは理由がありまして、自分がある場所を確認する際の地図機能という点からすれば、このイラスト的なものではわかりにくいというふうに私は思っているわけです。やはり、地図情報としてはしっかりした地図を、その方位をきっちり掲示して、道路のルート、それから距離感、角度、そういったものがきっちりわかるもののほうが、より親切であると、情報としては的確なものであるというふうに判断をして、私の考えだけでもないですけども、担当のほうとも打ち合わせをしながらこういう形式のものにさせていただきました。温かみがないといえば確かにそういうほわんとしたものはないわけですけども、それはそれで別なもので、例えばパンフレットのようなものでそれを味わっていただくというふうな方法もあろうかと思っておりますので、私は位置を示すにはきっちりした地図が基本であるというふうに思っております。

また、この案内板についてでございますが、1つのものですべてを代表させるということで考えているわけではなくて、例えば地図情報であれば1つは地図情報、それからそこに観瀾亭とか瑞巖寺とかがあればその事柄の説明板ですね、それとあとは方向表示という、こちらに何キロメートル行けばこれがありますよというふうな、そういった何種類かのサインシステムでもってこの松島の案内システムを形成したいというふうに思っております。ですから、必ずしもこの地図のパターンしかなくなる、それから仙台市の道路サインですか、あれをまねしたものだけですべて行ってしまうというふうな考え方はございません。ただ一方、いろいろなものがごちゃごちゃごちゃごちゃあると、これもまた統一がとれないということもありますので、その辺のバランスをとりながらサインシステムを形成していきたいというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） サインシステムのサイン、自分の位置の場所の確認もこういうふうになったらできますよと、じゃあこのイラストではできないのかと、こういうことだと思うんですよ。こう言えばああ言うというふうになってしまうんですよ。やはり、1つはこういうものもいいのではないかと。JR松島海岸駅に県の大看板があります。町長はごらんになったことがありますか。詰所、観光協会、それからモーター、旅館、その隣には物すごくでかい、宮城県でつくった看板があります。あれはイラストですよ。私はたまにあそこで立ちどまって見てるんです。おもしろいですよ。松島以外に、ああここはこういうもの、そして栗駒にはこういうものがあるとか、蔵王にはこういうものがあるとか、あれは宮城県でつくっているんですよ。おもしろいですよ。こういうものだと、余り見ないと思うんですよ。絵があって、そしていろいろな広報みたいなものがある、自分が立っているところ、松島町だったらここだとわかるじゃないですか。ここにだってそういう位置がぴちんと示されれば、わかると思うんですよ。そういうことからして、やはり何が何でもこういうものに固執することはないと思うんです。1つ2つぐらいは、このように楽しみながら地図を見ながら、そうでなかったらほかに看板はいっぱいあるじゃないですか。足りないというところもあると思うんですけれども。そういうことで、やっぱりこういうものは、私は町長とはその辺はかみ合わないですけれども。だって担当課がこのようにすると言ったんですけれども、もともとこれは町長の発案でしょう。仙台市に私いたもので、仙台市のこれがいいと、それで担当課にこのようにしなさいということで始まったもので、1つぐらいはこういうものでなくて、松島らしい看板、松島らしいまちづくりを考えていくと言うんだったら、何も仙台市のまねすることないんですよ。松島はこういうものでも、1つ2つは押し

ていくというようなことを考えてほしいと、こう思っておりますので、どうですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ですから、これだけで全部やってしまうというふうには言ってないじゃないですか。ですから、ポイント、ポイント、例えば街角とか交差点とかにあつて、観光客の方で初めて来られる方がどういうふうに行ったらいいのかわからないというような場所、ポイント、ポイントにこういったものを立てますよと。それから各施設ごとに案内板もつくりましますよと。おっしゃるように、イラストでこんなところということであれば、それは海岸の駅前にもあるわけですし、もっとほかの場所でもそういったものがあつたほうがいいなということであれば、それはそれで対応できるわけですから。全体のサインシステムの中であるわけで、これだけがすべてであるというふうには思っているわけではないです。機能がありますので、看板にも。役割というか、そういうのがありますから、それに合わせてつくっていくということでご理解いただきたいと思ひますよ。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） やっぱりこの辺はちょっと違うんですね。あそこのところを、駅とかなんかだったらいいと思ひますよ。駅だったらそういうふうにして、県のやつはまた別にして。降りたらトイレのわきにこういうものをつくってもいいと思ひます。駅を降りたばかりで、松島ってどうなつてゐるのかなと。松島を降りてから、歩いているんですよ、あそこは。ずーっと、そぞろ歩きたいに。これから、今度あそこに行きたいな、ここに行きたいな、松島っていうのはどういうものかなと。こういうものを1つ2つぐらいはですよ、町長は全部はしませんよと言ひますけれども、せつかくこういうふうには大看板というのは、ほかになかなかないんですよ、松島は。今もありますかね、昔は観光協会の前に大きいのがあつたんですけども。今あるんですか。ある。だから、そういうところの大看板は、このようにイラスト的に楽しみながら、うちの議員にもイラストがうんとうまい人がいるんですよ、佐藤さん。佐藤さんにかいてもらえばいいのではないですか。そのように、やっぱりせつかく来たものを楽しみながらやつていただければ、これはいいものではないのかなと、こう思ひますので、1つの提言でございますから、よく考えていつていただければと思ひます。これは余り言つてもね。今後そういうのをつくる時は、その辺考えてください。

それから、尾口議員さんがはず池のことを言ひました。非常にありがたく思ひます。地元に住んでいる緑山君も非常にありがたく思ひているのではないかなと思ひますけれども、あそこは今課長が言うように平成3年、もとの武山町長です。そして、あの工事をやつて、非

常によかったんだけれども、残念なことにあの隣の石川さんというんですけれども、あの石川さんは武山町長と同級生なんです。せっかく工事してもらったんだけれども、「安藤さんのときではないか」の声あり）安藤さんのとき。そうか。失礼しました。武山町長のときだと言うからね、石川さんは。私、石川さんに聞いたんですよ。やっぱり同級生だから、言えなかったと。そうして家が曲がったんだと、ほらここだよと。駐車場があるところも、ひび割れしてるんです、ざーっと。家も、入っていくと下がっているんです。そういうことで、今回こういうふうにして工事を行ってもらったけれども、汚泥処理は水を抜いてから取るのか、そのままポンプで泥だけ取るのか、どういった工事をするんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 水を排泄して、ある程度の深さになってから、水と一緒に汚泥を吸い取るという形で考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今尾口議員さんが質問したんですけれども、やっぱりあの圧力があるので土どめが持っているんだと。そういうことで、当時はずっと抜かれたものだから、どんと落ちてしまったということであります。そして、今度工事が入った場合、だれが工事を請け負うかわからないですけれども、松島町から工事関係者にそのようなことがないようにきっちり言ってくださいと。もしそういう、うちにとってまた同じような状況になったら、これは大変ですよというようなことがありましたので、その辺はきっちり役場も業者さんも対応をちゃんととるように。これは石川さんがもう住んでいるところですから、その対応をちゃんとしていただければと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

あとは本のことですけれども、今度5カ所に262万円と。テレビも尾口議員が言ったんですけれども、大変な補正なんですね。もう大橋町長が町長になってこの2年ぐらい、景気浮揚対策、地域活性化のために補正予算がどんどん使われまして、えらい仕事やってるんですね。ラッキーですね。ということで、今回5カ所で262万円です、本。テレビも200何十万円です、今回も。ということで、重複しますけれどもこれは地域の商売している人にぜひぜひ仕事を卸していただきたい、こういうことをお願いしまして、私は終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。17番小幡議員。

○17番（小幡公雄君） 17番小幡です。私のほうからは、12月に全協があったわけですけれども、こうやって形が出てまいりましたので、皆さんのお話を聞きながら私も質問してみたいと思いましたが、

それで、地域活性化交付金、この交付金が参りました12月ですか、12月中に案を出さなければならぬということで担当者の方々はご苦労なされたと思うわけですが、町長のほうはどういう指示を各課長たちに出されてこういうものが上がってきたのか。その辺の指示をした内容についてちょっとお聞きしたいなと思っております。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは先ほど担当のほうからも説明させましたけれども、重点ポイントを絞って、できれば観光・防災、それから教育・福祉、そういったものを重点的に、そして普通であればなかなか予算化できないようなものですね。後回しにされるようなものとか、前倒しでやるようなものとか、そういうもので地元業者の方々が仕事ができるような、そういったものを基準にして選んだらいいよと。それで、企画課担当で各課ヒアリングして、いろいろ玉集めするわけですが、そういったことで玉集めしたらいいよというふうな話をしました。

○議長（櫻井公一君） 17番小幡議員。

○17番（小幡公雄君） 各課の担当者は、何らかの機会がこの件について各行政区長のお話を聞いておりますか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 事業選定に関しましては、先ほど町長が申しました方針を示して、各課からうちのほうに提案してくださいというお願いをしたところでございまして、その中にはたとえば道路事業関係とかについて要望があったものということで上がってきているものもあります。すべてにおいて行政区さんと相談したかというところではないと思っておりますけれども、それも十分加味した上での事業提案ということで私のほうでは受けとめさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○17番（小幡公雄君） きょうずっと朝から出ているわけですが、各行政区、例えば先ほどの指定管理者、各行政区長は困っているというふうなお話もございました。たまたま桜渡戸はこの1年ぐらいで管理者になりまして、分館の後ろの木が屋根にかぶって、それが五、六本太くなっているわけですが、その処理をいたしました。区長に聞いておりませんが、切るからなということで、うちで使っていた池のふちだったものですから、もう了解はして、それをみんなが集まって切ったようでございしますが、例えばそういうものに補助金なんか出ているのかどうか分かりませんが、例えばこの地域活性化、見ますと1次産業には

何の手当もないと。一番疲弊しているのは、私から見ると1次産業だなんて思っておるわけですよ。ずっと申し上げておりますけれども、例えばこういう機会に、この冬、皆さん手をつけられるかどうかわかりませんが町営バスの通行区分帯に材木が出て、山にかぶってどうしようもないという話を以前にさせていただいておりますけれども、そういうものの伐採に、地域にお金を渡せば地域の人たちが潤って、大した金額ではないですけれども、例えば海岸高城を除いた住行政区に20万円ずつ下しても、分館なんかの施設修理に使うか、その近辺の何かに行けるとか、いろいろなことができるだろうと。例えば200万円、300万円で先ほど皆さんが言っていた各区の指定管理者としての活動も何かできたんだろうというようなことも私は思います。それはそれで皆さんが決めていただいたんだからあれですけれども、例えば桜渡戸のデジタルテレビですね、桜渡戸分館は昔カラオケ設備も持っていたんですよ。でも使わないので、寄附した人が自宅に持ち帰ったようなところもありますけれども、別に桜渡戸分館は避難場所でもございませんし、地上デジタルテレビを用意していただくのは一向に構わないですけれども、それよりももっと重要なものが地元には例えばあったというようなことですね。

それから、私残念だと思うのは、四大観の富山、観光を言うのなら四大観は21年10月に、これ文書で要望書ということで給排水設備、いろいろな形で出ておりますけれども、そういうものに4,000万円ですか、そのうちの1割の400万円を使って観光整備の一端にするとか、そういう知恵がわからなかったのかなという、非常に、全部ができなくても観光の四大観、それから三ツ星云々だということを取り上げられて、それずっと手樽地区の方々からこうやって書類でも出ている、こういうものに気がつかなかったのかなというようなことがあって、質問させていただいております。この辺はいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、桜渡戸の集会施設周辺の木の話については私も内海区長さんと随分前からお話ししていて、区のほうからは自分たちで切りたいんだけどというふうな申し出があって、町で何か都合の悪いことはあるかというふうな話を受けていました。確認したところ、特に町として都合の悪いところはないわけですけれども、ただ労力の問題とか、あとあそこの土地がちょっとどなたのものだったかちょっと忘れたんですけれども、そここのところの了承というか、そういった問題がありますねというふうな話をしていました。それで、区長さんのほうで区として対応したのだというふうに思います。あそこの集会施設については、確かに指定避難所にはなっていないわけですけれども、私としては行政区のコミュニティーの1つの中心だというふうに理解しておりますので、建物自体もちょっと基礎が低くて、

湿気がよく来るとかというふうな話もありますので、そういったものも修復といいますか、今後考えていかなければいかんと思っています。

それと、富山につきましては、これはうちのほうの企画調整課も入って、産業観光課とか水道事業所とかも入っているいろいろ検討しているところですけども、事業費的には相当なものになりまして、水道の整備、そして階段といいますか道路の整備について結構お金がかかるので、ある一定の時間をとりまして順次やっていくような業務の中身だというふうに考えておりました、今回のやつの中にそれを入れたらいいのかなという話も、中で検討する段階ではあったんですが、それはこれに入れなくて次年度以降の予算対応で考えていくべきかなというふうに判断いたしましたところでございます。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員。

○17番（小幡公雄君） 金がいっぱいかかるのはわかるんですけども、かかることであればあるほどこういうもので端緒でというか、緒につけておくというようなことが、看板をつけるよりは地元の人たちに仕事も回るし、ちゃんとした費用の効果も出るだろうと、私ならそう考えたということで申し上げさせていただいております。終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 皆さんいっぱい質問されたので、私1点だけちょっと聞きたいんですが、ワクチンの関係ですね。子宮頸がんの予防ワクチンと、それからヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチン、ワクチン接種を実施していくと、こういうことになるわけなんですけど、この小児肺炎球菌ワクチンの有効期間といいますか、何年ぐらいなのか。前に高齢者の関係で肺炎球菌ワクチン接種したらいかがですかという質問もさせていただいたことがあるんですけど、そのときもお話したかと思うんですが、日本の規格でいうと生涯で1回ないし2回程度の接種しかできないと、たしかこういう規格になっているかと思うんですが、その辺具体的にこの肺炎球菌ワクチンの内容をお教え願えればと。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 小児用の肺炎球菌ワクチンでございますけれども、肺炎球菌というのは、のどなどから入ります。子供の場合は大人と症状が違いまして、大人の場合は肺炎を起こすということでございますけれども、特に2歳以下の子供の場合は脳を包む膜にその菌がつくということでございます。大人の場合は5年間接種ということでございましたけれども、これについては5歳未満までは発症することがありますけれども、5歳以上に達した場合は発症することが医学的には少ないということで、今回ゼロ歳から4歳までの小児用肺炎球菌ワク

チンということでございます。

標準的な接種回数につきましては、ゼロ歳児において3回接種いたしまして、その1年後において1回の追加ということで、標準的な場合は4回の接種でございます。場合によっては、その初回の年齢によりまして必ずしも3回ではないということでございますけれども、1歳を過ぎてから2歳までは2回が必要でございます。2歳以降に関しては、1回の接種で感染の予防が防げるというような形で紹介されているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、あくまでも小児肺炎球菌ということで、一般的な肺炎球菌とは違くと、こういう認識になるのかなと思うんですが、そうするとこのワクチン自体は有効期間というのは特別なんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 大人用の感じで、冬の時期というような形の接種時期ということではございません。以上でございます。（「有効期間」の声あり）

済みません、有効期間ということでございますけれども、先ほど話しましたとおり5歳未満までにおいて標準的な接種を行った場合は、5歳以降に関してはそういう発病がなくなるというような形で医学的に発表されているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 今の子宮頸がん並びにヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンと、対象者を10%とか30%を見て事業を始めるということなんですが、やはり最初からですよ、今いつ何どきこういう特別な病気にかかるかわからない、ましてやちょっとしたことで蔓延してしまう可能性のあるこういう病気については、もっと積極的に町が勧めるべきではないのかなと。何か命に対する考え方がなおざりの中でこういう予算組みがされているように私には見受けられるんですけれども、もっと命を大事にしたらいいのではないですか。ましてやこういう乳幼児を対象にする予防ワクチンなので、ぜひもっと積極的な姿勢、ましてやこのゼロ歳から5歳児はほとんど福祉センターに行って、いろいろな福祉センターの事業に参加して、しょっちゅう来てるのではないですか。まとめてワクチン接種の日を決めるとか、そういったことも含めた対応をすれば、こんな30%なんていう数字じゃなく、やっぱり早期に、年齢が限られているわけでしょう。1年なおざりにすればそれだけの人数がワクチンを打てない状況になることが考えられるわけですから、その辺ですね。なおさら子宮頸がんワクチンは、松島中学校の1年生などは学校で校医の先生や何かをお願いして打てる機会はないんですか。学校で日にちを設定

して。10%なんて、こういう数字で本当に、いざとなったときの町の責任やなんかは問われな
いんですか、こういうのは。今積極的によその町では無料化してどんどんどんどん進める話が
今マスコミで出ていますけれども、出せばいいという問題ではないと思うんですが、その辺に
ついての考え方をお聞きしておきたいと。

それから、デジタルテレビをそっちこちにつけていただくようではございますけれども、NHKの受
信料等々はどうなるんですか。

それから、防災無線、これ確認です。個別受信機なんですけど、27番目と30番目、上竹谷生活
センターになっているんですけど、1カ所のセンターに2つ付けるんですか。これの資料で、間
違っているのではないかと指摘してるんです。30番目、上竹谷生活センターなんです。うち
の地域が外されていたから、気になってたんです。上竹谷生活センターが2つ書かれている
から。ご指摘です。確認させてください。

○議長（櫻井公一君） それでは最初に、子宮頸がんの予算のとり方について。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 子宮頸がんの予算の計上の考え方でございますけれども、先ほどもご
説明いたしましたとおり、ここはあくまでも受診率ということで、県のほうでこの程度でいい
のではないかという、標準的にその予算を組み立てる際にこのパーセンテージで予算計上する
ようにということで指導を受けて計上しているものでございまして、議員おっしゃるとおり積
極的に我々としてはこのワクチン接種についてPRして、受診に努めるようにしていきたいと
いうふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 次、NHK。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） まず1点目のNHKの受信料、これにつきましては、設置する際に
地元とお話し合いをして、このような事業を取り入れます。そして、テレビは町で行いますよ
と、ただ受信料はこのくらいかかりますよということで了承を得て、地元で払ってもらうよう
な話し合いをしております。

あと、大変申しわけございません、上竹谷が2つ載っていますけれども、1つは上幡谷でご
ざいます。以上でございます。（「番号に入っていればいいです」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 確認だから、何番を上幡谷にするのかちゃんとイメージして。（「30番
でしょうね」の声あり）佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 30番を上幡谷にしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 太齋議員。

○12番（太齋雅一君） この小児ワクチンについても、やっぱり健康センター等でもそういった

積極的な働きかけ、若いお母さんたちはそういう面の心配というのは絶えないと思うので、今いろいろな病気が蔓延しているので、その辺も含めて、ぜひ積極姿勢を見せてください。

NHKの受信料については、地域ともう話し合いをしてるんですか。（「はい」の声あり）わかりました。

ではその辺、ワクチン関係については積極姿勢を見せていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 今回の補正の中で、「きめ細かな交付金」の事業一覧と、それから「住民生活に光をそそぐ交付金」の事業一覧が出ているわけでありますが、この事業計画等についての町としての順位はどうだったんでしょうかね。事業順位として果たして今回に取り上げるべきだったのか、それとも事前にこういうことが考えられていたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） ただいまのご質問に対してですけれども、この中に前倒ししたものが結構ございまして、計画的には各課で早い時期から位置づけてあるものが多いという状況でございました。それをこの交付金を活用して、早い時期に実施をしていきたいというものがほとんどでございます。

それで、方針につきましては、冒頭で説明させていただいたとおりのテーマに沿って事業選択をさせていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 特に優先順位の高いものはどうだったんでしょうかね。どうしてもこの交付金が来なくてもやらなければならない事業だったんだろうと思うんですが、その中でも希望園なんかの今回のパーテーションですか、その中ですと「弱者に対しての地域づくりに取り組むべきである」と示されているわけでありますが、光が十分に当たっていない場所、でも希望園と名のついているところは果たして本当に光を早急に当てなくてはならなかったんだろうと思うんですが、それなのに今になってここにこの事業を展開してくるというのは優先順位としてはどの程度だったのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 希望園につきましては比較的高い位置づけでございました。新年度予算のほうでも予定はされていた事業でございます。この交付金を活用して、より充実したものをということで、内容を組み立てさせていただいたということでもございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。最初に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） それでは、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第3号平成22年度松島町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第4号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第4号

平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）

平成22年度松島町の観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,595万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成23年1月18日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第4号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の第1次補正予算に伴う「きめ細かな交付金」を財源として、観瀾亭環境整備事業を実施するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

なお、観瀾亭環境整備事業につきましては、年度内完成が見込めないために、繰り越するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第4号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成23年第1回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時17分 閉 会